

令和4年6月8日 開 会

令和4年6月23日 閉 会

令和4年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月8日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第5号 令和3年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	5
○日程第5 報第6号 令和3年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	5
○日程第6 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について	5
○日程第7 議第59号から日程第16 議第68号まで	5
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時25分）	10

6月15日（水曜日）第2号

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	13
○欠席議員	13
○説明のため出席した者の職氏名	13
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	13
○開 議（午前10時00分）	14
○日程第1 議第69号 工事請負契約の締結について	14
林市長提案説明	14

○休 憩 (午前10時01分)	14
○再 開 (午前10時01分)	14
○日程第2 質 疑 (議第59号から議第69号まで)	14
3 番 寺町祥江議員質疑.....	15
森川学校教育課長答弁.....	15
○休 憩 (午前10時07分)	15
○再 開 (午前10時07分)	15
3 番 寺町祥江議員質疑.....	16
森川学校教育課長答弁.....	16
3 番 寺町祥江議員発言.....	16
森川学校教育課長答弁.....	16
3 番 寺町祥江議員質疑.....	17
森川学校教育課長答弁.....	17
9 番 福井一徳議員質疑.....	17
藤根生涯学習課長答弁.....	17
9 番 福井一徳議員質疑.....	18
藤根生涯学習課長答弁.....	18
9 番 福井一徳議員質疑.....	19
藤根生涯学習課長答弁.....	19
9 番 福井一徳議員質疑.....	20
藤根生涯学習課長答弁.....	20
9 番 福井一徳議員質疑.....	20
市原福祉課長答弁.....	21
9 番 福井一徳議員質疑.....	21
山田市民環境課長答弁.....	21
9 番 福井一徳議員質疑.....	22
山田市民環境課長答弁.....	22
9 番 福井一徳議員質疑.....	22
森健康介護課長答弁.....	22
9 番 福井一徳議員質疑.....	23
森川学校教育課長答弁.....	23
9 番 福井一徳議員質疑.....	23

久保田副市長答弁	24
9番 福井一徳議員発言	24
11番 吉田茂広議員質疑	24
谷村理事兼総務課長答弁	24
11番 吉田茂広議員質疑	25
谷村理事兼総務課長答弁	25
○日程第3 委員会付託（議第59号から議第69号まで）	25
○散 会（午前10時38分）	26

6月20日（月曜日）第3号

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	28
○開 会（午前10時00分）	29
○日程第1 一般質問	29
1. 9番 福井一徳議員質問	29
（1）水道料金の「福祉減免制度」創設と、市民参加の進め方について	29
大西水道課長答弁	30
林市長答弁	31
福井一徳議員質問	31
○休 憩（午前10時17分）	33
○再 開（午前10時18分）	33
大西水道課長答弁	34
福井一徳議員質問	34
林市長答弁	35
（2）有害鳥獣の捕獲後の適正処理について	35
福井農林畜産課長答弁	36
福井一徳議員質問	37
福井農林畜産課長答弁	38

福井一徳議員質問	38
林市長答弁	38
(3) クリーンセンターの施設老朽化に伴う焼却施設の方向性の検討状況について	39
久保田副市長答弁	39
福井一徳議員質問	40
久保田副市長答弁	40
福井一徳議員発言	41
○休憩 (午前10時45分)	41
○再開 (午前11時00分)	41
2. 10番 山崎 通議員質問	41
(1) 自治会加入の促進について	41
谷村理事兼総務課長答弁	42
山崎 通議員質問	43
谷村理事兼総務課長答弁	44
山崎 通議員発言	45
3. 7番 郷 明夫議員質問	45
(1) 「空き地、遊休農地の管理と法定外公共物の管理」について	45
山田市民環境課長答弁	47
福井農林畜産課長答弁	48
大熊理事兼建設課長答弁	48
郷 明夫議員質問	48
山田市民環境課長答弁	49
大熊理事兼建設課長答弁	49
4. 5番 古川雅一議員質問	49
(1) 公金の運用について	49
奥田会計管理者答弁	50
古川雅一議員発言	50
(2) 災害に強いまちづくり	50
谷村理事兼総務課長答弁	52
大西水道課長答弁	54
古川雅一議員質問	54

谷村理事兼総務課長答弁	55
久保田副市長答弁	56
古川雅一議員質問	56
久保田副市長答弁	57
○休憩（午後0時04分）	57
○再開（午後1時00分）	57
5. 6番 加藤義信議員質問	58
（1）ヤングケアラー支援について	58
森川学校教育課長答弁	59
加藤義信議員質問	60
森川学校教育課長答弁	60
加藤義信議員質問	61
森川学校教育課長答弁	62
○休憩（午後1時20分）	63
○再開（午後1時21分）	63
6. 2番 奥田真也議員質問	63
（1）子どもたちへのマスクの対応について	63
山田子育て支援課長答弁	64
森川学校教育課長答弁	64
奥田真也議員質問	65
山田子育て支援課長答弁	66
森川学校教育課長答弁	66
奥田真也議員発言	66
○休憩（午後1時38分）	67
○再開（午後1時39分）	67
7. 8番 操知子議員質問	67
（1）特定外来生物オオキンケイギクの対策について	67
山田市民環境課長答弁	69
操知子議員発言	70
（2）市ホームページについて	70
丹羽企画財政課長答弁	72
操知子議員質問	74

丹羽企画財政課長答弁	74
○休憩（午後2時07分）	75
○再開（午後2時20分）	75
8. 3番 寺町祥江議員質問	75
（1）放課後児童クラブについて	75
山田子育て支援課長答弁	76
寺町祥江議員質問	77
山田子育て支援課長答弁	78
寺町祥江議員質問	79
山田子育て支援課長答弁	79
○散会（午後2時38分）	80

6月23日（木曜日）第4号

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	83
○出席議員	85
○欠席議員	85
○説明のため出席した者の職氏名	85
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	86
○開議（午前10時00分）	87
○日程第1 常任委員会委員長報告	87
○日程第2 常任委員会委員長に対する質疑	88
○日程第3 討 論（議第59号から議第69号まで）	89
9番 福井一徳議員賛成討論	89
○休憩（午前10時12分）	90
○再開（午前10時13分）	90
3番 寺町祥江議員賛成討論	90
○日程第4 採 決（議第59号から議第69号まで）	91
○日程第5 議第70号 山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について	93
林市長提案説明	93
○日程第6 質 疑	94
9番 福井一徳議員質疑	94

久保田副市長答弁	94
○日程第7 討 論	95
○日程第8 採 決	95
○日程第9 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について	95
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	95
○日程第10 質 疑	96
○日程第11 討 論	96
○日程第12 採 決	96
○休 憩 (午前10時31分)	97
○再 開 (午前10時52分)	97
○閉 会 (午前10時53分)	98
○会議録署名者	98

令和4年6月8日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山縣市議会定例会会議録

第1号 6月8日（水曜日）

○議事日程 第1号 令和4年6月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 令和3年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第6号 令和3年度山縣市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第7号 山縣市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第59号 山縣市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第60号 山縣市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第61号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第62号 山縣市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第11 議第63号 山縣市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議第64号 山縣市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第65号 令和4年度山縣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第66号 令和4年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第67号 令和4年度山縣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第68号 財産の取得について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 令和3年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第6号 令和3年度山縣市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6	報第7号	山県市土地開発公社経営状況について
日程第7	議第59号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
日程第8	議第60号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
日程第9	議第61号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第62号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
日程第11	議第63号	山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第12	議第64号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第65号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議第66号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議第67号	令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議第68号	財産の取得について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
税務課長	安達俊樹君	市民環境 課長	山田正広君
福祉課長	市原修二君	健康介護 課長	森正和君

子育て支援課長	山田佐知子君	農林畜産課長	福井淳君
水道課長	大西義彦君	理事兼建設課長	大熊健史君
まちづくり・企業支援課長	服部裕司君	会計管理者	奥田英彦君
学校教育課長	森川勝介君	生涯学習課長	藤根勝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和4年山県市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 寺町祥江君、4番 加藤裕章君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月8日から23日までの16日間とし、9日から14日まで、16日から19日まで及び22日を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月8日から23日までの16日間とし、9日から14日まで、16日から19日まで及び22日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、5月に実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管をしております。

続きまして、出席いたしました会議について報告をいたします。

5月19日、関市において開催予定でありました中濃十市議会議長会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面表決となりました。その結果、会務報告及び令和4年度会計予算など4議案について、原案のとおり承認、可決されました。

次に、5月25日、東京国際フォーラムにおいて、全国市議会議長会第98回定期総会が開催され、会務報告及び議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第5号 令和3年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
○議長（石神 真君） 日程第4、報第5号 令和3年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法第146条第2項の規定による報告案件であります。

日程第5 報第6号 令和3年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
○議長（石神 真君） 日程第5、報第6号 令和3年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件であります。

日程第6 報第7号 山口市土地開発公社経営状況について
○議長（石神 真君） 日程第6、報第7号 山口市土地開発公社経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件であります。

日程第7 議第59号から日程第16 議第68号まで
○議長（石神 真君） 日程第7、議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について、日程第9、議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について、日程第11、議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第12、議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）、日程第14、議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議第68号 財産の取得について、以上10議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

また、先ほどは、前議長の武藤議員が、石神議長さんが、それぞれ全国市議会議長会から表彰状と感謝状の授与が行われました。長年の市議会の活動での感謝状や表彰状でございます。また、こうしたことを契機に、ますます市民のために御活躍をされることを、お祝いを申し上げるとともに、祈念を申し上げます。大変おめでとうございました。

それでは、本日は、令和4年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

第71回の岐阜県消防操法大会が8月7日に伊自良総合運動公園において行われる予定でございます。山県市からも1チームが出場する予定で、選手の皆さんは仕事を終えてお疲れのところ、夜間の訓練を実施されております。

選手、関係者の皆様におかれましては、御自身や御家族との貴重な時間を、消防技術の向上と士気の高揚を図るため、訓練に精進されていることに敬意を表し、大会当日の御健闘をお祈り申し上げるところでございます。

さて、私が市長に就任いたしました10年ほど前は、山県市は県内で唯一の起債許可団体という大変に厳しい財政状況でございました。当時、最大368億円あった市債の残高は、本年度末には約210億円と、4割以上減少できる見込みでございます。また、実質単年度収支につきましては、平成26年度以降7年連続の赤字でございましたが、しかし、前年度になって、3年度でございますけれども、5億円余りの黒字となる見込みでございます。2年度と3年度、今本当に大きく財政状況が変わってきております。

これは、山県市の発足当初から4割以上の職員が減少する中、職員たちも大変頑張ってくれまして、こうした状況に現在なれたと思っております。そして、何よりも、議会をはじめとする多くの市民の方々の御理解のたまものであると深く感謝をしているところでございます。

さて、現下の世界情勢、国内情勢におきましては様々な課題があります。その1つに給食費の仕入価格の高騰がございます。本市内の学校でも給食費が値上がりとなっております。

そもそも健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであり、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培います。また、食を通じて地域を理解し、地域の風土及び伝統に根ざした食文化に触れる地産地消の推進も求められております。

こうした中で、仕入価格の高騰によりまして、栄養価に影響したり、地産地消が後退したりすることがあってはなりません。学校給食は将来の食習慣の形成にも大きな影響を及ぼします。

そこで、今般、市内全小中学校の給食費について、本年の2学期から全て無償化とする議案を上程させていただくことといたしました。成長期にある子供たちが、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育ていける基礎となる環境を守ってまいりたいと考えております。

本日は、これ以外に重要な議案をいろいろと提出いたしておりますので、慎重なる御審議をお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、提案説明について説明をさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件が3件、条例案件6件、補正予算案件3件、その他案件1件の計13案件でございます。

ただいま上程されました議案について御説明いたします。

資料ナンバー1をお願いします。資料ナンバー1、1ページを御覧ください。

議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例は、市総合計画審議会の所掌事務に計画の実施状況の審議等を追加するため、一部改正をするものでございます。

次に、3ページの議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例は、上場株式の配当所得に係る住民税の課税方式に関する見直しなど、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、一部改正するものでございます。

次に、8ページをお願いします。

議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、コロナ禍で収入が減少した方の保険税の減免等について、令和4年度まで期間を延長するための改正を行うものでございます。

次に、9ページをお願いします。

9ページの議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例は、伊自良地域に開設予定のコミュニティセンターの設置と管理に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定めるものでございます。

次に、13ページをお願いします。

13ページの議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例は、伊自良支所、伊自良老人福祉センター及び伊自良中央公民館を、山口市伊自良コミュニティセンター内に配置するため、関係条例を整理するものでございます。

次に、16ページをお願いします。

16ページの議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例は、議第61号の国民健康保険税条例の改正趣旨と同様、令和4年度まで減免期間を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に4億2,722万3,000円を追加し、その総額を146億3,622万5,000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出から款の順に主な内容を御説明申し上げます。

最初に10ページをお願いします。

10ページ、総務費の210万円は、洞田自治会の備品等が一般コミュニティ助成事業の採択を受けたため、追加計上するものでございます。

次に、民生費の社会福祉総務費6,726万9,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が、本年度に新たに住民税が非課税となった世帯等にも拡大されたため、給付事業費2,680万7,000円を追加し、昨年度実績に基づく精算返還金4,046万2,000円を計上しているものでございます。

次に、11ページ中段をお願いします。

児童措置費の1段目、子育て世帯生活支援特別給付事業の2,050万円は、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する子供1人当たり5万円の特別給付金の分でございます。次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の775万円は、昨年度の精算返還金でございます。

次に、12ページにわたる衛生費、予防費7,405万4,000円は、60歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する18歳以上の市民を対象とした4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費でございます。

12ページ中段、2段目の環境衛生費841万2,000円は、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの削減を図るため、一般住宅に設置する太陽光発電設備等の設置費用に対して補助をしようとするもので、県事業で本市の配分額を追加するものでございます。

次に、13ページ、農林水産業費のうち、元気な農業産地構造改革支援事業補助金76万6,000円は、採択された農業生産法人ヤマガタ農産の大豆選別機等の購入と、農事組合法人あおなみの播種機等の購入分の補助金でございます。

スマート農業技術導入支援事業補助金582万円は、採択された農事組合法人桜尾生産組合のトラクターと農事組合法人おおがのコンバインの購入分の補助金でございます。

2段目の畜産業費160万円は、県下の持続的な事業継続と酪農業を維持するため、美濃酪農農業協同組合連合会が実施する冷蔵庫増設整備事業に対し、関係市町村で構成する協議会において決定した助成金の本市の負担分でございます。

14ページ中段の商工費、商工振興費871万2,000円は、重点措置区域に指定された令和4年1月21日から3月21日までの60日間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力金として、県から示された負担割合分を追加するものでございます。

次の観光振興費100万円は、市内観光等をPRするラッピングバスを更新するための経費でございます。

15ページ上段の土木費は、社会資本整備総合交付金の対象事業費が当初予定よりも増額となったため、一部事業を見直すとともに、西深瀬農免道路の道路改良工事費などを追加しようとするものでございます。

次に、教育費の小学校費と中学校費は、冒頭で述べましたように、2学期始業である本年8月以降の小中学校の給食費を無償化とするため、小学校分3,864万9,000円、中学校分2,406万1,000円、合計6,271万円の補助金を追加しているものでございます。

次に、16ページ、社会教育総務費143万円は、コロナ禍で日常的に体を動かす機会が減っている子供たちを対象として、持続的な運動をするきっかけとなる体験イベントを実施するための委託料でございます。

次に、8ページの歳入をお願いします。

8ページ、歳入でございます。これらの歳入は、歳出に連動するもののほか、今回の補正に伴って不足する財源につきましては、9ページの2段目の財政調整基金繰入金1億2,611万5,000円を計上いたしております。

次に、4ページをお願いします。

4ページ、第2表、繰越明許費補正は、今回歳出で計上している西深瀬農免道路改良事業が来年度にまたがる見込みであることから設定しようとするものでございます。

5ページの第3表、地方債補正は、過疎対策事業などの有利な地方債の追加及び変更を行うものでございます。

次に、21ページをお願いします。

21ページ、議第66号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に150万円を追加し、その総額を33億4,250万円にしようとするものでございます。

27ページをお願いします。

27ページの保険給付費の傷病手当金150万円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、国の財政支援の期間が延長されたことに伴い、補正しようとするものでございます。

次、29ページをお願いします。

29ページ、議第67号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の予定額に収入544万8,000円を追加し、支出を60万4,000円減額し、資本的収支の予定額にそれぞれ183万5,000円を追加するものでございます。

次に、33ページをお願いします。

33ページ、収益的収入及び支出は、中央監視装置統合更新工事を本年度に繰り越した

ことにより、消費税の納付見込みが還付見込みとなったことによるものでございます。

次に、34ページをお願いします。

資本的収入及び支出は、県が行う主要な地方道、関本単線の工事に伴い、既設消火栓を移設する工事費を追加するもので、全額県からの補償金を見込んでおります。

次に、資料ナンバー1の17ページをお願いします。

資料ナンバー1、17ページの議第68号 財産の取得は、教育系センターサーバー等の更新として2,505万8,000円の財産を取得する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、6月15日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時25分散会

令和4年6月15日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 6月15日(水曜日)

-
- 議事日程 第2号 令和4年6月15日
- 日程第1 議第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 質 疑
- 議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議第63号 山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第64号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第66号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第68号 財産の取得について
- 議第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 委員会付託
- 議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議第63号 山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第64号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第66号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

- 議第68号 財産の取得について
議第69号 工事請負契約の締結について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 質 疑
- 議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
議第68号 財産の取得について
議第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 委員会付託
- 議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
議第68号 財産の取得について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産 課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育 課長	森川勝介君
生涯学習 課長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第69号 工事請負契約の締結について

○議長（石神 真君） 日程第1、議第69号 工事請負契約の締結について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま、追加上程されました案件につきまして、御説明申し上げます。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時01分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長、すみませんでした。

○市長（林 宏優君） 資料ナンバー7の1ページを御覧ください。

議第69号 工事請負契約の締結については、三田又川改修工事の契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この三田又川改修工事につきましては、指名競争入札とし、5月31日に7社が参加し、入札を執行いたしました。低入札価格調査の対象案件となったため、調査を実施し、適正な履行が可能と判断いたしましたので、6月14日に、株式会社SEIWAと、1億8,216万5,500円で仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は2億1,182万400円で、落札率は86%でございました。

以上、御説明申し上げますが、十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第2 質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、質疑。

市長の提出議案、議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第69号 工事請負契約の締結についてまでの11議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位 1 番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書のとおり、質疑を行わせていただきます。

議第65号、令和4年度山県市一般会計補正予算について、学校教育課長へお尋ねをいたします。

資料3の15ページ、小中学校学校給食費無償化補助金について、事業の背景と目的、こちらのほうは、仕入価格を抑えようとして、質を低下させることのないよう、成長期にある子供たちの食を守るという御趣旨で御説明をいただいておりますが、再度御確認をさせていただきたいと思います。

各学校で一度は値上げを行っておられるかと思いますが、当初予算に補助金が計上されず、今回補正予算として計上された経緯についてもお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

食用油や小麦等の価格が高騰する中、食材を減らして栄養価に影響したり、安価な外国産食材を使って、地産地消が後退することがないように、市内3校で給食費の追加徴収を行いました。具体的には、今年度は4月から、全ての学校で1食当たり5円から20円の値上げを行いました。

それでも、食材費の高騰は、今後も十分に予測される場所です。そうした中、山県市の財政状況において、実質単年度収支は、平成26年度以降、7年連続の赤字でしたが、令和3年度になって、5億円余りの黒字となることが分かりました。そうしたことから、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす学校の給食費をいち早く無償化し、食材費の高騰や保護者負担等にとらわれることなく、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となる環境を守っていくため、補正予算の計上をさせていただいたものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

それでは、質疑を続けます。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの御答弁で財政状況、黒字の見込みということと、生涯にわたって食を守り続けていくというような御趣旨を御答弁いただきました。そのお話からいたしますと、今年度のみにかかわらず、継続的にこの事業を行っていただけるものと考えますが、その点についていかがでしょうか。

そして、今回補助金として計上されております。この補助金の交付についての手続の流れをお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

まず、今期のコロナ対策の補助金の申請等についてですが、今後、財政部局と検討を
してまいる予定でおります。来年度以降の継続に関わって、財源についてですが、基本的
に財源としましては、来年度以降、学校教育課より予算要求をしてまいる所存でござ
います。

以上でございます。

○3番（寺町祥江君） 再々質問ではなく、答弁漏れといたしますか、ちょっと、質問が伝
わっていなかった部分がありますので。

○議長（石神 真君） 再度言い直してください。

○3番（寺町祥江君） 補助金として、市から、学校へ交付をされるのかなと思うんです
けれども、他の市町の状況を見ますと、学校長から、市のほうに申請をして、補助金を
交付するという流れを想定するんですけれども、今回のこの補正予算についても、その
ような流れで交付がされますか。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

よろしいですか。答弁漏れのないようにきちっとしてください。

○学校教育課長（森川勝介君） 失礼しました。本年度につきましては、今御指摘がござ
いましたように、補助金として学校のほうから申請を受けて渡していく、そういう形を
取る予定でございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

この補助金を交付していく、毎年、学校教育課のほうから予算要求をしていただくというような御答弁をいただきました。今学校単位での給食費は、会計となっておりますが、これを公会計化して、条例や規則でしっかりと定めていくようなお考えは今後ありますでしょうか。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） お答えします。

公会計化につきましては、今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、質疑6点行いたいと思います。

議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について、生涯学習課長にお尋ねをします。

第4条の、前項の許可に条件をつけることができるというふうにあります。条件というのは具体的な事例としてどんなものがあるのでしょうか。

第5条の（4）、センターの管理上支障があるときとありますが、管理上の支障とはどのようなことを想定されているのか。

それから、第8条の使用料の減額または免除について、現行での適用事例や具体的な規定等についてあれば、お尋ねをしたいと思います。

それから、別表、備考欄に、1、営利または宣伝を目的として使用の場合は、使用料の8倍との記述がありますが、営利または宣伝とはどのような内容を指すのか。例えば、補聴器センターによる修繕点検など、公民館でやられていますが、これはこれに当てはまるかどうかについてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

1点目の第4条の条件につきましては、例えば、現在のような、コロナ禍において、会議室を利用する場合の人数制限等の条件とさせていただくことが考えられます。

2点目のセンター管理上の支障につきましては、例えば、地域住民に迷惑などがかかるおそれがあると思われる事案などが発生する場合のために定めるものでございます。

3点目の使用料の減額または免除につきましては、基本的には、現在の公民館での適用と変わりはありません。ですので、例えば、小中学校やPTA組織、自治会、体育振興会などの、団体が利用される場合は、引き続き減免申請をしていただいた上で免除とする運用を予定しております。

4点目の営利または宣伝を目的としての使用につきましては、専ら営利を目的とした使用については、通常の使用料の8倍とすることを想定しております。

金銭のやり取りがあっても、実費徴収相当額であったり、寄附目的等の場合は通常の使用料となり、徴収額に利益が上乗せされている場合には、通常の使用料の8倍となります。逆に、金銭のやり取りがなくても、専ら営利企業の宣伝活動などの場合には、通常の使用料の8倍となります。

具体的に、補聴器センターによる修繕点検の場合のお尋ねですが、今申し上げた考え方により、申請内容を確認してから判断させていただこうと思っております。

ほかにも地域住民のバザーの場合にはどうなるかと、判断しにくい様々なケースが考えられます。先ほどの考え方により、申請時には、適切に御案内してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それぞれ現状の適用で進めていくというような中身かというふうに思うんですが、コミュニティセンターというのは、新たに設置をするということで、従来の公民館とかそういうようなところとはちょっとわけが違うかなというふうに思いますが、営利といった場合、例えば、それぞれサークルがいろんな活動をしていますよね。そういうものを例えば報告集のようなものをつくって、それを例えば販売するというようなことも、あり得ると思うんです。そういうものはこの範疇に入れるのか、それとも、専ら要するに一般的な事業活動という意味での営利というふうに言われるのか、その辺りについて再度、質問したいと思います。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

基本的に例えばサークルなどがそういった報告集などをつくって販売するという場合ですが、利益が上乗せされているとか、そういったことが申請時に判断できるかできないか、そこは申請の段階で適正に判断したいと思っておりますので、いろいろな場合が想定されますので、今具体的には申し上げませんが、申請段階で適切に判断したいと考えております。よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実際に、ケース・バイ・ケースでいろんな判断をするということですので、市民の様々ないろいろな活動等々も含めてそういう部分については、ぜひ配慮されるような方向で進めていただきたいと思います。

それでは、2点目に移ります。

議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。

コミュニティセンターとは、どのような定義づけなのかというのをお聞きしたいと思います。

議員協議会の場合では、社会教育法に定めた公民館などの開所ではなくて、公民館などはセンターに間借りをするようなものとの説明がありました。

議第62号と63号の料金表示を見ると、例えば、今まで伊自良福祉センターで集会室を借りると1時間110円だったのが、コミュニティセンター内の福祉センターには集会室がなくなるので、コミュニティセンター集会室を借りると1時間440円になります。これは今まで、伊自良福祉センターの集会室を借りていた人たちにとっては実質的な値上げになるのではないかというふうに思いますので、この辺りはどのような対応をされるかをお聞きします。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

1点目のコミュニティセンターの定義づけについてでございますが、地方自治法第244条に規定されている公の施設に該当するもので、市民の文化及び教養の向上を図るとともに、地域住民の交流を推進し、魅力ある地域社会の形成に資するために設置するものでございます。

なお、この伊自良コミュニティセンター内には、伊自良支所、伊自良中央公民館、伊自良老人福祉センターの3施設を設置いたします。

2点目の伊自良老人福祉センターの使用料についてでございますが、伊自良コミュニティセンターとしての貸し館としての使用料設定となっております。同エリアの花咲ホールの使用料を参考に算定しております。

なお、参考までに、伊自良老人福祉センターの利用実績を調べましたところ、ここ数年、公共的な団体の使用のみであり、料金は免除となっているのが実態でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 伊自良福祉センターと書きました。失礼。伊自良老人福祉センターの間違い。実績にはほとんど公共的なところで免税の対象になっているということで、あまり実害はないだろうという判断でしたので、ただ、実際にこれ、こういうケース、ほかのところでも、コミュニティセンターという形で例えば統合していくという場合は、また、事情が違ってくると思うんです。

そういう意味では、従来、もともと間借りをするというようなことになったときに、そういう集会室等が従来から確保できないような場合は、少し何か例外的な対応といたしますか、検討が必要だと思っておりますが、その点だけ、お尋ねします。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

公共施設の年度当初に、例えば、伊自良コミュニティセンター、伊自良中央公民館が設置されるということで、伊自良中央公民館の事業等も推進していく予定ですが、年度当初に、例えば中央公民館での講座、サークル等の活動、そういったものは年間的に各会議室、あるいは展示室の使用を年間計画で最初に押さえます。ですから、なるべくそういった公民館の事業を優先に、その後、余っているところで一般の方の利用ということを考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） ちょっと福井議員にお尋ねします。

条例ですので、全体的なこともあります。ちょっと一般質問寄りのような雰囲気に見えますので、そこはしっかりと議案の内容に沿ってお願いいたします。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それでは、3つ目、3点目をお伺いします。

議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）について、資料3の10ページです。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付について、給付2,000万円に対して、事務経費の一部委託料として、システム導入業務委託料133万7,000円、人材派遣業務委託料として461万1,000円が計上されています。合計で594万8,000円の委託料は、給付金に対して29.7%になります。

具体的に委託料についての根拠となる具体的な内容についてお尋ねを福祉課長にします。

○議長（石神 真君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

委託料におけるシステム導入業務委託料は、令和4年度の住民税の課税情報を活用して、給付金の支給対象者を洗い出し、プッシュ型給付などに対応するためのシステム改修経費で、既存の総合行政情報システムに機能を追加するために、133万7,000円を計上しております。人材派遣業務委託料461万1,000円は、プッシュ型給付に伴う通知書に同封する記入要領及び案内チラシ、家計急変に関する市民への周知用チラシの校正及び印刷業務、給付金に関する電話や窓口での問合せの応対業務、給付金確認書などの受付処理業務、システム入力や書面発送業務など、委託するための費用で、期間は、7月から9月までの3か月間、繁忙期に応じて、1名から3名の配置を想定しています。

なお、事務事業費に対する事務費率の規定はございません。事務費の実支出額が補助対象経費になるものと見込んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をいたしました。

じゃ、続いて4点目です。

同じく議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）について、資料の12ページのところです。

太陽光発電設備等設置補助金841万2,000円が計上されています。一般住宅に設置する場合の適用要件や、1軒当たりの補助内容や金額についてお尋ねをします。市民環境課長、お願いします。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えします。

太陽光発電設備等設置費補助制度の適用要件につきましては、結構細かく指示はされております。大まかに申し上げますと、山県市内に自ら居住する住宅の敷地内に対象設備を新規設置するもの。

電力買取制度のFITや、FIT制度の認定を取得しないこと。発電量の30%以上は、申請した住宅の敷地内で自ら消費することなどの要件が付されております。

それから、1件当たりの補助内容についてでございますが、太陽光発電設備につきましては、1キロワット7万円で、上限につきましては5キロワットまで、総額で35万円までが補助の上限となります。

それから、蓄電池につきましては、太陽光発電設備と同時に設置する場合に限ります。この場合、1キロワットについて5万1,500円程度。それから上限につきましては5キロ

ワットまで、金額につきまして25万8,000円程度となっております。

ただし、蓄電設備につきましては、購入価格に要件がありまして、一部補助対象外になる場合がございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 詳細について、今、説明を聞きました。これ、実際に設置に対するいろんな制限ですよ。例えば、屋根の高さとか、いろんなそういう周辺との関係でのいろんなそういう指示とか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

直接的には制限というのは設けてございません。ですけど、今回の補助につきましては、事前申請が必要になってきます。そこで、これ、県事業でございまして、県が国のほうから採択を受けて、岐阜県内全市町村で実施すると。そういった中で、事前申請がありまして、その中で、適切であるということで許可が出た施設についてじゃないと補助対象にならないという形になっておりますので、当然御質問のとおり、近隣の方とか、近隣に迷惑がかかるというのが明らかに分かるものであれば、許可が出ない。このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて5点目、議第65号の令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）について、12ページ、コロナ対策のワクチン接種4回目の予算が計上されています。対象などはお聞きをしましたが、この中に職員手当等の時間外勤務手当150万円が計上されています。

この間、健康介護課では職員の残業などが指摘されてきましたが、この150万円は、何人分で、期間や1名当たりの残業時間等、どのように想定されて予算が組まれているのか。このことによる有給休暇の取得等への影響は大丈夫かお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の職員手当等の時間外勤務手当については、集団接種において、1回当たり職員10名ほどで実施していたものを会場使役を外部発注することで、職員としては、ワクチン管理や会場責任者の業務として3名ほどで実施していく予定にしております。全て休日のため、1日8時間から9時間、合計12回分で80万円ほどを見込み、残りにつ

きましては、健康観察として依頼を予定している会計年度任用職員の医療従事者の代替職員や、通常時の報告業務の4回目の新型コロナワクチン接種に係る業務に対応する時間外勤務手当と考えております。

2点目の有給休暇の取得につきましては、職員の業務を見ながら適正に取得するよう管理していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 1日8時間から9時間で、3名程度で12回ということでした。有給休暇等の取得も含めて対応したいということなので、ぜひそのところはよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問です。

議第65号の令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）です。

子育て支援策としてうれしい小中学校の学校給食無料化の予算が計上されました。現在1,740自治体のうちで、小中学校の無償化をしているのは、76自治体でたったの4%です。そういう意味では、山県市、私は画期的なことだ。非常にいいことだなというふうに思って賛成したいと思っているんですが、これは無償化、一過性に終わらせずに、来年度以降も継続したいという市長の思いが新聞等でも書かれていました。

それでお尋ねをします。先ほどの同僚議員の質疑の中で、コロナ対策の臨時交付金申請を行うのかという話については、先ほどの回答で分かりました。来年度以降の財源の根拠についてということで、教育委員会のほうから、市に要請をするというふうにあったんですけども、先ほど市長の提案、前回の提案の中でも、令和3年度に5億円の黒字になるということで、財政的なめどがついたということですが、その点について、もう少し、恒常的にやっぱりぜひやるということが非常に大事だというふうに私は思っていますので、そこら辺りの根拠について、御説明していただきたいと思っております。

○議長（石神 真君） 誰に。

○9番（福井一徳君） 教育課長。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 来年度以降の財政根拠につきましては、教育委員会といたしましては、一般財源を財源とするというふうに考えております。教育委員会としては予算要求をしてまいりたい。現在はここまで考えております。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 一般財源に向けて予算要求するということでしたので、再々質問

になります。副市長にお尋ねをします。

ここら辺りの財政的な見通しといいますか、そこら辺りありましたら、ぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。教育委員会としては、当然財源調達というのは、例えば、文部科学省の補助制度があれば活用されるんですけど、そういうのがない限りは一般財源でというお答えしかできませんで、私の立場で、先ほども話がありましたが、例えば、今年度につきましては、コロナ対策臨時交付金については、一定程度は活用したいと思っています。

来年度以降は、どんな財源があるのか、文部科学省でこのような補助金が創設されるというのは全く聞いていませんけれども、何かここに関わったものがあつたら、そういった特定財源を活用することを否定はしませんが、先ほどお答えがありましたように、一般財源ということで、全体の予算の中で、何とか市長の思いのように、継続していけるように財源調達をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ぜひ実現していただきたいということを述べて質疑を終わりたいと思います。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

通告がありませんが、ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 本日、提案のありました議第69号に関して質疑を行います。担当課は建設だと思うんですけども、入札に関する事なので、御答弁はどなたにさせていただけるか分かりませんが、市長の提案説明の中で、低入札の案件であつたので審査を要したというようなお話でございました。その辺り、ちょっと具体的にお話をいただきたいんですが。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 山口市では、工事の適正な品質を確保するために、低入札調査価格と、最低制限価格を設けております。低入札調査価格を下回った場合は、低入札調査を行った上で、適正に工事が執行できるかどうかを確認させていただいた上で契約という手順を踏んでおりますので、そういった制度の中で、低入札調査を行ったということでございます。

以上です。

○議長（石神 真君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 予定価格に対して落札率は86%になっています。その工事に関しては、何%というような基準があるのかないのか、そのことをお聞きします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 工事の予定価格に対して何%ということよりも、基準の計算方式がございますので、直接工事費の97%。ごめんなさい、工事はそもそも直接工事費がございまして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の積み上げで積算してまいります。その中で、低入札の調査基準価格は、直接工事費の97%、それから、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%を基準にいたしまして、その価格を下回った場合は、低入札調査ということになります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） これで質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから、議第69号 工事請負契約の締結についてまでの11議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第3、委員会付託。

議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第69号 工事請負契約の締結についてまでの11議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会にて付託をいたします。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

16日は総務産業建設委員会、17日は厚生文教委員会がそれぞれ午前10時から開催され、なお、コロナ感染症対策のため、会議室はいずれも全員協議会室といたしますので、御承知おき願います。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時38分散会

令和4年6月20日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和4年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月20日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和4年6月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課長	森正和君	子育て支援課長	山田佐知子君
農林畜産課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育課長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 藤 本 明 子 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から許可を得ましたので、今から3問、一般質問を行いたいと思います。

まず、第1問目、水道料金の福祉減免制度創設と市民参加の進め方について、市長及び水道課長にお尋ねをします。

現在、市長の諮問を受けて、山縣市水道事業経営戦略に基づき、水道事業審議会で3回の審議が行われました。第1回審議会、そして2回目の審議会の提出資料には、令和5年度30%、令和8年、11年度に各10%ずつの値上げ計画案が示されていきました。私は事業経営戦略に書かれた水道料金50%値上げ計画について、令和3年度第2回市議会から今年度第1回市議会まで、毎回この問題を一般質問で取り上げ、具体的な経営数値も示して50%値上げの圧縮を要求してきました。

先日、5月31日、通算第3回の審議会では、令和5年度に30%の値上げ案が提案され、令和8年、11年度にも各10%ずつ値上げする当初案については削除されました。50%値上げありきの提案の変更でした。また、市民の声を聞くため、広報7月号に1ページ説明をする、本庁、支所と中央公民館に意見箱の設置をしたいとの提案がありました。

ところで、この4、5月にかけて食品の値上げなど物価高騰が起きており、秋には電気・ガス料金の大幅値上げが予定され、市民の暮らしが大変になっています。厚生労働省の医薬・生活衛生局水道課実施の調査結果を岐阜県の市町村課からいただきました。この3月15日現在で、岐阜県下、各務原市、美濃加茂市、瑞穂市など3市12町において、コロナ臨時交付金による減免が市町村で6億3,787万円され、その後も増えているとは思いますが。

そこで水道課長にお尋ねをします。

1、今回の値上げ案のうち、基本料金1,300円を現行1,000円に据え置いた場合の試算はどのようになるのか。

2、厚労省は、値上げ問題の自治会ごとの説明会開催などの先進事例を紹介しています。令和3年12月市議会では、連合自治会を中心とした広報活動を実施するとの答弁もありました。山口市としても広範な市民の声を審議会の審議に反映させるために、現状の提案だけでなく、山口市自治会連合会などを通じて市民説明会の開催を求めたいと思います。

また、市長にお尋ねをします。長期的に見れば負担が増えてくることが予測される中で、現在各市町がやっているような一時的なコロナ対策ではなく、一般会計の中で、福祉政策として生活困窮者、生活保護世帯等に対する水道料金の減免制度をつくり、今後、減免の詳しい内容などの検討ができないか。

以上、3点お尋ねをします。

○議長（石神 真君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の、基本料金1,300円を現行1,000円に据え置いた場合の試算についてでございますが、まず、今回の水道料金改定の考え方は、令和3年第4回定例会でお答えさせていただいておりますように、水道料金は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることを基本として、水道事業審議会では30%の改定率を提示させていただいたものです。

この30%改定するシミュレーションでは、純利益は、令和5年度約3,700万円、令和6年度約5,200万円、令和7年度約3,400万円、令和8年度約1,400万円と、令和5年度から令和8年度までの4年間は黒字経営が可能になる見込みでございます。

議員御質問の、仮に基本料金1,300円を現行1,000円に据え置いた場合は、令和5年度の水道料金収入額では約4,500万円減少することになりますので、令和5年度の純利益は約200万円となり、令和6年度、令和7年度も使用水量の見込みの変動はありますが、純利益はこの減少額がそれぞれ影響し、令和8年度では純損失約1,000万円になる見込みでございます。

なお、簡易水道事業においては、令和5年度の水道料金収入額は、令和4年度と比較して約1,500万円増加する見込みであり、仮に基本料金1,300円を現行1,000円に据え置いた場合には、これよりも約500万円減少する見込みでございます。

御質問2点目の市民説明会の開催についてですが、現在、水道事業審議会において委員の皆様にご慎重な審議を行っていただいております。5月31日に開催された水道事業審議会において、委員の御意見も踏まえ、市民の皆様から御意見を募集することにいたしました。

今後、水道事業の現状と経営見通しや水道料金の適正化について、市の広報紙とホームページに掲載し、市民の皆様から御意見を募集する予定で、いただいた御意見は、今後開催される水道事業審議会に取り上げ、審議の参考とするものでございます。

市民説明会については開催する予定はございませんが、水道利用者である市民の皆様のお理解が得られるよう誠意努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 3点目の御質問にお答えをいたします。

3点目、一般会計の中で、福祉政策としての水道料金の減免制度の創設についてお答えをいたします。申し上げるまでもなく、水道はライフラインの確保に欠かせないものの1つでございます。しかし、ライフラインの確保に欠かせないものというのは、水道に限らず、電気ですとかガスですとか、食料品など数多くあります。そのため、福祉政策を推進するに当たっては、水道料金だけを対象とすることなく、総合的な支援の検討が必要でございます。

また、自家水利用者との公平性も鑑みまして、現時点では福祉制度としての減免制度は考えておりません。なお、生活保護世帯につきましては、生活保護費の基準額に世帯が生活維持に必要な光熱水費が含まれていることから、二重給付になるおそれもございません。

ちなみに、水道料金の減免につきましては、古くなった水道管や災害などによって水道使用量が大幅に増加した場合には、減免する制度はございます。

なお、現在、水道事業審議会では、令和5年度から改定するシミュレーションに基づいて御審議をいただいておりますが、今日のような日常生活に必要な物品やサービスの高騰を踏まえまして、そういったことを踏まえまして、この改定時期につきましては慎重な判断が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、水道課長のところから、実際に基本料金を据え置くとどういう数字になるかということが紹介されました。実はこれをお聞きしているのは、独居家庭が今、山口市の中でずっと増えているんですよね。そういうところはそんなに水道料金、水道はたくさん使うわけではないんですけども、基本料金が上がるというウエートがやっぱり上がってくるんですよね。

それとか、神社だとかお墓だとかというのは、基本料金をもらうことになりましたね。実際、私も氏子総代だとか墓地管理委員長をやったりとかということをやっているんですけども、ほとんどお墓なんかでも、年中使うわけではないんですよ。お宮なんかもお祭りとかそういうときがあるときは使うんですけども、平生は使わないけれども、基本料金は1,000円ずつやっている。だから、1万2,000円の支出ということになるんですけど、これが上がるとまたそれも上がっていくんですよ。

今、こういう地元でいろんな声を聞いていると、そういう細かい声も含めて出てくるんです。私は冒頭のところで、このシミュレーションをやってくれと言ったのはそんなような意見もやっぱりあって、じゃ、実際どうなるのかというようなことを広く知らせる、みんなで考える必要があるんじゃないかということと、併せて、自治会の先進事例とあったんですけど、厚労省の中にも、やっぱり自治会ごとにいろんな説明会をやって理解を得るといような、こんな大幅な値上げじゃないところなんですけど、そういう努力なんかもされています。

私は令和3年度の12月の議会でそんな中身もお尋ねをしました。そのときは、具体的にやっぱり自治会連合会なんかを通じて広報等については具体的な実施をしたいというようにお話がありました。そういう答弁を受けてきちっとやっていくと。審議会の中では、審議委員の方はそれぞれの水源の代表者、利用者の代表ということで選ばれているんですけども、じゃ、多くの人たちの声をその代表の人たち、審議委員の人たちがどのようにやっぱり集めてくるかって非常に大変なことだと思うんですね。

だから、それぞれの地域の中で、やっぱりそういう説明会等を含めてやるのが求められるんじゃないかと。市民の理解ということはずっとこの間、言われています。そういう意味では、具体的なやっぱり策としてやる必要があって、中央公民館に意見箱だけ置いたからといって市民が全部そこに声を持ってきてくれるというわけでもないし、これは非常に重要。

先ほど市長はライフラインには幾つかのことがあるとおっしゃいました。でも、残念ながら、例えば電気代とかガス代は市長が下げるなんていうことを言ったってできないわけですよ。実際問題としては、やっぱり水道料金というのは直接的に市民の皆さんに関連をしてくるので、そういう観点も含めて具体的に検討が必要じゃないかというふうに思います。

このベースになっているのが、実は、先ほど紹介があったのは令和5年から8年までの数字ということで、実際には諮問会議の中でも、審議委員会の中でもそうですけれども、具体的に出されている数字というのが、私はこの間、言っているように、例えばこ

の収支計画なんかですと、実際に値上げをしていくと収支がどうなるかということは一覧があるんですよ。これは具体的に、例えば工事内容についても、実際の水道管をきちっと取り替えていく。そのためには耐用年数が40年なので、それに1.5倍を掛けて60年で割るとどのぐらいかかるかという計算がシミュレーションで出されているんですよ。水道施設についてもそうです。平均20年で計算をするということでシミュレーションがあつてこういう数字が出されている。

私はずっとこの間、言っていたのは、そういう投資、確かに費用、かかります。費用5億ちょっとかかるというふうに書いてありまして、そのとおりなんですけれども、じゃ、これの水道料金の値上げの収入でいうと、収入は7億ぐらいになるんです、これ、シミュレーションで計算をすると。今のところ審議会の中ではそういうことはなかなか分からないことも含めて、議論に一度も上がっていません。

それから、もう一つは、取りあえず水道の施設関係のところの改修が必要だというようなことでこの審議会の中で計画が出されているんですよ。だから、5年ぐらいのスパンの中で見た場合はそうですけれども、10年というスパンで見たときに、もう少し、要するにその費用がなだらかになる。

それから、これはぜひ確認をしたいと思っているんですが、実際にこれが、50%の値上げという計画の中では、10年計画で組んでいるものですからそうですけど、令和12年から18年までの間に、過去、市が統合したときの投資の償却がぐっと減るんですよ。減るんですけれども、新たに今度投資をします。その分がずっと増えてくる、元金の返済が令和12年からスタートするということです。

ところが、それを足しても今みたいな数字、費用にはならないんですよ。具体的なシミュレーションについては当面10年ということなので、今現在のところはそういう令和12年以降のシミュレーションというのは出されていないんですけど、少し長いスパンで見たときに、これの投資と、それから水道料金の問題、バランスを考えたときにはもう少し違った数字が出るんじゃないかということについて、審議会ではなかなか出ませんが、私が議会等を通じて頂いている資料をずっと読み込んで計算するとそういうふうになる。その点について、水道課長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 再質問にお答えをいたします。

福井議員御指摘のものは、水道事業の経営戦略、令和3年3月策定のものということで、収支計画については、おっしゃるとおり30%値上げと、それから10%値上げがそれぞれシミュレーションで計算をされております。

今回の審議会においてその改定率が決まれば、当然これも改定していくこととなりますが、今現在では、この30%、10%、10%という数字しか公表のほうはさせていただいておりません。つくるといことは簡単にできますので、水道審議会のほうでもそれは御提示できるかと思えます。

あと、設備投資計画の関係でございますが、水道施設整備計画、直近5か年計画というのを策定いたしまして、令和3年から令和7年に実施するというもので、事業年度ごとにそれぞれ振り分けて、水道事業計画のいわゆるこの収支計画の裏側の投資財政計画、こちらのほうに計上させております。

計画では、令和5年度以降はおおむね3億円を投資に使うということになっております。投資に使う費用としては、工事の負担金を取りあえず歳出に入れておいて、その後、不足分というものは過年度留保勘定資金と、今までどおりその資金を使うことにはなるんですが、この資金計画のほうには過年度損益勘定留保資金というのが載っておりませんので、簡単に充てる資金というのを計算させていただきますと、流動資金、いわゆる現金のほうから流動負債の建設改良分、いわゆるその年に払う元金分の償還、それに出資金等を含めて計算させていただいた金額というものをお示しさせていただくと、令和5年度では、大体その資金のほうは2.7億円、いわゆる充てられる資金が2.7億円。令和7年度ですと2億円ということで、資金のほうはどんどん充てられる資金がなくなってくるという見込みでございます。

当然、資金を借り入れるということで1億円を加算して、3億円の事業費で3億円の事業をしていかなければならないシミュレーションになってくる可能性もあるというのが今のシミュレーションの予測でございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市長に再々質問をさせていただきます。

今の説明、なかなか複雑なんですけれども、私が最初お尋ねしたように、約5億円かかるけれども、30%、10%、10%でいくと全体で50%の値上げになって、2億ぐらい余分になるということについては、今お答えがありませんでした。先ほど市長がおっしゃ

ったのは、30%でいくという話でした。それでシミュレーションを令和12年までつくってみるとい話でしたが、実際にそれをシミュレーション、例えばすると、令和12年以降の減少の部分を含めて長いスパンで見ると多分クリアするんですけども、微妙な数字になるのではないかと。

そこで私は、全体のこの水道事業を考えたときに、ある程度の負担はやむを得ないということは前提にしながら、市民の皆さん、とりわけ生活困窮、大変な人たちのところに対する独自のやっぱり制度をつくるということが必要じゃないかということを経理にお尋ねしました。先ほどそれは考えていないと、いろんな制度があるからという話でしたが、前回の議会の中でも、副市長が、水道事業は独立採算なので、一般財源の中でそういう福祉政策として考えるというものだというふうにおっしゃいました。今回、これには補正予算の中で給食費の無料化なんか出ているんですけども、審議会の中で言われていたのは、水道に対して、そういう個別のいろんな支援策についてはあまりないので検討しないというような答弁がありました。

ただ、ほかの市町がやっていないからやらないということではないんだと思うんです。給食費の問題もそうだと思うんですね。そこは積極的な意味合いも含めて、ぜひ市長に具体的なそういう検討を始めていただきたい。結論はいろいろ議論が必要だというふうに思いますけど、その検討について市長の御意向を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

私どもは、行政を預かる者としていたしましては、市民の皆様に対して、最少の経費で最大のサービスをするというのはもう当然な目標でございます。いろいろシミュレーションの仕方もあるかと思いますが、まず、先ほどの答弁で申し上げましたように、この時期等は慎重に判断していかなければならないということ、そして、もう一つ、その年度ごとの状況によりまして、諮問は諮問をいただいたことはいただいたこととして、その状況に応じて料金も設定していきたい、そんな思いでいるわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。質問を変えてください。

○9番（福井一徳君） 次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問です。有害鳥獣の捕獲後の適正処理についてお尋ねをしたいと思ひます。農林畜産課長にお尋ねします。

近年、全国的にニホンジカやイノシシ等の有害鳥獣の被害が広がり、山県市においても農作物の食害や森林植生の消失等の被害が生じています。鳥獣被害は営農意欲をそが

れ、耕作放棄地の増加、さらには生態系への被害など深刻な影響を及ぼしています。

そうした中で、環境省や農林水産省では、平成25年に抜本的な鳥獣捕獲強化の対策を打ち出し、捕獲数は着実に増加していますが、一方で、捕獲した個体の処理が円滑に行われず、捕獲活動に支障を来す状況も見られるようになったと言われていています。捕獲個体をそのまま廃棄物として処理するには、自治体が処理責任を担いますが、自治体が運営する一般廃棄物焼却施設等への受入れには、技術面やコスト面で幾つかの懸案事項があると指摘されています。

全国のアンケート調査では、埋設が約7割、焼却、その他、化製処理や産廃処理、自家消費等を含む部分です。それで3割になっているということです。このデータからも、捕獲現場等での埋設が主に行われている現状では、埋設作業は捕獲者に大きな負担となり、不適切に扱われるおそれもあることから、今後は捕獲個体を現場から搬出し、自治体が提供する処理システムによって適正に処理していくことが求められます。捕獲事業と処理事業が一体となった有害鳥獣捕獲の事業計画を策定していくことが望まれています。

そこで、農林畜産課長にお尋ねをします。

山口市における直近3か年の有害鳥獣の捕獲実績及び捕獲後の処理の実態はどのようになっているのでしょうか。

2点目、捕獲個体を現場から搬出し、自治体が提供する処理システムなどによって適正に処理するための捕獲事業と処理事業が一体となった有害鳥獣捕獲の事業計画の策定についてどのような方針で臨まれますか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、山口市における直近3か年の有害鳥獣の捕獲実績及び捕獲後の処理の実態はどのようになっているかについてでございますが、捕獲実績につきましては、令和元年度がイノシシ22頭、鹿739頭、猿33頭、カラス155羽、その他アライグマなどの小動物140頭、合計1,089頭となります。令和2年度がイノシシ39頭、鹿615頭、猿27頭、カラス211羽、その他アライグマなどの小動物100頭、合計992頭となります。令和3年度がイノシシ59頭、鹿527頭、猿38頭、カラス145羽、その他アライグマなどの小動物85頭、合計が854頭となっております。

捕獲後の処理につきましては、捕獲者による埋設処理が全般的となっており、一部ジビエでの消費利用もされております。

御質問の2点目、捕獲個体を現場から搬出し、自治体が提供する処理システムなどによって適正に処理するための捕獲事業と処理事業が一体となった有害鳥獣捕獲の事業計画の策定について、どのような方針で臨むのかについてでございますが、現在、山県市における捕獲後の処理は埋設処理としております。特にイノシシや鹿のような大きな動物の処理につきましては、議員御指摘のとおり、その作業が捕獲者の大きな負担となっていることを認識しております。

しかし、現在、山県市保有の処理施設は保有しておらず、平成30年に愛知県の化製場への搬出による処理を計画しておりましたが、豚熱の発生により、捕獲個体の県外移動が禁止となったため、その処理方法も困難となりました。今後も県の指導を仰ぎながら多くの情報を収集し、捕獲者負担にとって軽減する処理方法を探求したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 捕獲実績について3年間、報告をいただきました。今の報告を見ると、鹿が何か圧倒的に多いという数字になっています。それで捕獲した後は埋設処理をしているということでした。それで、平成30年に愛知県の化製場に送るという話、これ、実は私も議会のときにこういう問題、取り上げて、たしか冷蔵冷凍施設のようなものを市の駐車場の一角に造りたいというような答弁をいただいたことがあります。その後、どうも豚熱の関係で移動ができないというようなことで頓挫してしまったと。

それから、もう一つは本巢にそういう施設ができたということで、そちらのほうもという話があったんですけど、どうもそこは当初は最初うまくいかなかったらしいんですが、なかなか満杯で受け入れることができないというようなことがあるという実態が分かりました。

それで、化製場等に関する法律というのがあって、獣畜では鹿が対象になっていないんですよ。一番、要するに多く捕獲しているのが鹿で、結局、それは今、全部埋めているということで、なかなか猟友会の人たちもいろんなわなとか何かで頑張ってもらっているんですけども、相当大変になっているというような状況ではないかなというふうに思いますし、なかなかそういう施設を造ろうといったときも、どこにでも造れるわけではないし、環境汚染等々含めてあるというようなことで難しい課題があるので、今、県の指導を仰いでという話がありました。

これ、実際に単独でやるかいろんな市町村と協力してやるかといういろんな道はあると思うんですけど、仮に例えば毎日3頭ぐらい処理をするということでこういう施設を

例えば造ると。取ってきたものを保管して冷凍か冷蔵にして、細かく粉砕して焼却処理をするというのが造られている施設の中では一般的なんですけれども、これを市でやろうと思うと大体財政的にどのぐらい要るんでしょうか。その点だけお尋ねします。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えいたします。

現在、新しく処理施設を建設するという概算費用というのは算出しておりませんが、各処理方法には様々なメリット、デメリットに加え、解決しなければいけない問題がそれぞれございます。それで、様々な角度から見識を深め、また、議員の皆様からも知見をお借りしながら、既存の処理施設を利用するのか、もしくは新しく新規で施設を設置するのか、もしくはまたほかの処理方法があるのか、全ての可能性を調べながら前に進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市長に再々質問をしたいと思います。

これは実は私もいろいろ調べてみたんですけど、設備を造ると、最初に搬入して保管して、これをカットして焼却するという施設全部でいうと、すごくアバウトですけど、1億5,000万ぐらいかかるんですけど。1キロ当たり700円から750円分の処理コストがかかるということだから、実際に計算してみたらやっぱり1,200万とか1,300万という金額なんですよね。とてもやっぱりお金がかかる仕事だということが分かりました。

山県市の後期基本計画及びまち・ひと・しごとの総合戦略、この中にどういうふうにして書いてあるかなと思って全部見たんですけど、このことについては書かれていないんです。それで、ぜひ市長にお尋ねしたいのは、こういう問題については行く行くやっぱり解決していかないといけないという問題ではあると思うんです。ぜひ、市の中でもそういうことについての検討を具体的に進めていただけないかという点について1点お尋ねをします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

二、三か月前に、今、県内の各施設の処理の方法を検討するように担当課のほうへ振ってありまして、そういう状況を鑑みながらどうしていくのかということを検討していきたいということを考えております。

また、全体の計画がないということですけども、今後はそういうことも踏まえながら具体的な対策を取っていかねばいけない時期に来ているんだと思います。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） では、最後の質問に行きます。

具体的に検討を進めていくということですので、ぜひ前進されることを期待したいと思います。

3点目、クリーンセンターの施設老朽化に伴う焼却施設の方向性の検討の状況について副市長にお尋ねします。

令和4年3月に作成された一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画によりますと、山口市は、山口市のごみは山口市で処理するを基本理念とする単独処理施設の建設を選択し、自然環境に配慮した循環型社会を目指し、平成22年3月に山口市クリーンセンターを竣工しました。エネルギー回収推進施設には灰溶融炉を併設し、焼却灰のスラグ化を行っています。また、マテリアル推進施設（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）では鉄、アルミを資源回収するなど、単にごみ処理を行うだけではなくて、リサイクルを目的とした施設となっています。

このクリーンセンターは、竣工後12年が経過し、維持管理については令和6年度まで、日立造船株式会社と包括委託契約を結んで運営しています。契約終了まであと2年という状況下で、施設の老朽化に対する焼却施設の方向の検討が進められていると思います。現時点での単独の処理施設建設による処理事業の評価及び今後の検討課題は何か、また、今後のスケジュールについて議会の対応など、お尋ねをしたいと思います。

なお、質問に当たっては、平成17年の議会当時いろんな議論がされていたので、そういう議事録も含めて見ますと、かなりきちっと時間を詰めてやっていかないといけない、期限があるということもよく分かりましたし、そういう点では様々な角度の検討が必要だというふうに思いますが、以上、お答えをよろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

4点ほど、具体的にお尋ねあったかと思いますが、まず、単独処理施設による処理事業の評価についてでございますが、毎月、委託先事業者とモニタリング会議を行っております。その場で、施設の修繕や管理状況、処理状況や安全管理について情報の共有をしているというところでございます。

現場におきましては、特に安全管理に注意が図られており、施設の維持管理、資機材の整理整頓も徹底されていると伺っておりまして、現在までに施設及び処理事業に大きなトラブルは発生しておりません。

今後の検討課題についてでございますが、施設の延命化に向けた基幹改修工事をどこまでどの程度、実施していくのか、また、契約終了後の運営方法をどのようにするかなど多数ございまして、議員御発言のように、かなり今からも十分検討しているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度、まず基幹改修工事の調査研究を行うとともに、施設改修を実施するという前提での循環型社会形成推進地域計画の策定を予定しているところでございます。

議会の対応ということでございますが、山県市の将来における重要な課題の1つでございまして、適宜、適切なときに情報提供させていただくのは当然、それと、議会側から巧者からの御意見等も頂戴してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 私たちも実際にクリーンセンターの見学をさせていただいて、現場でのいろんな安全管理等含めて、実際この目で確かめてみました。今トラブルがないということでしたので、それはそうだなというふうに思っています。今、今後の関係でいうと、当時は、例えば岐阜市と一緒にやるか、それとも単独でやるかという議論がいろいろずっと長引いてありました。結局、期限があるので山県市独自で単独でやると。それまでは掛洞に持っていったんですけど、その期限が切れるので単独でやるというような経過もありました。

今の副市長の説明では、現在の施設を改修することを前提というふうにおっしゃっていただきましたので、この点についてお伺いをします。延命策という場合に、これから10年使うのか15年使うのか、いろいろコスト等を含めて検討は慎重にされるというふうに思うんですけども、その中で、現行の施設を使うというふうに決めてスタートしている意味、どこかと共同でやるとか、そういうような方向性はこの時点で取らないということですので、その点についてどういう経過でそういう方針に決まったのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

広域というのは排除すべきものじゃないですが、相手あつての話です。ですので、ごみ処理問題というのは、基本的な市町村の固有事務の最たるものなんですね。ですので、まずは山県市で単独で処理できるような体制をつくっていかないと、これはもう責任放棄になりますので、これを前提で進めていくということです。

ただ、仮に広域のほうでそういうような話があつて、お互いにウィン・ウィンになる

ような余地があれば、これは今現時点で排除するものではありませんが、重ねて申し上げますけれども、市町村の最たる固有事務について市町村で完結できる、最悪でもできるように進めていくというのが、今、山州市の考え方でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、持続性とか継続性、行政としての責任という立場から、単独処理ということを前提にしながら今の延命の方向に検討していくと。広域化とかいろいろ形が出てくれば、そういうことをベースにしながら検討はやぶさかでないというような答弁だったかと思います。

私、クリーンセンターのところは、年間の費用でも毎年4億近くのコストがかかっているかなり大きなウエートを占めているということなので、極力ですね、ごみ問題解決しながらコストを削減していく、その費用をやっぱり減らしていくということにぜひ全力を注いでいただきたいということを要望して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位2番 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

自治会加入の減少に歯止めが利かない昨今です。市内の自治会加入率は平均は69.1%で、加入者が年々減少傾向にあります。減少の原因は、メリットがない、役員を受けたくないなどが最たる理由ですが、コロナ禍の影響もあって、自治会活動も縮小ぎみです。負担が重いなどの理由で役員を引き受ける人が減れば、行政とのパイプ役を失い、住民とのつながりが希薄になっていきます。

自治会へは、加入も退会も自由にできる任意団体です。役員を受けたくない人が多い自治会では、輪番制で辛うじてやり過ごしているのが現状です。役員に就く、就かないの問題が絡むと地域の混乱が予想されます。役員に大きな負担がかかり、成り手が減るとコミュニティーの場を失い、防災や高齢者の見守り活動も停滞する懸念があります。

山口市総合ボランティアサポートセンターの『ぼうさい』にも記されているように、地震、風水害、コロナ感染など、生きている限り自分の身は自分で守らなければなりません。各種団体によるコミュニティが地域の団結を生み、互助によることは言うまでもありません。今後の自治会への行政の取組について、総務課長に見解をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、全国的にも自治会加入者や加入率は減少傾向にあり、コロナ禍も重なって、自治会活動の縮小を余儀なくされ、地域のコミュニティや防災力の低下等が懸念されております。改めて申し上げるまでもありませんが、自治会は地域の住民で構成された任意の組織で、住民の交流や災害時の助け合いなどを目的とした活動を行っております。

ライフスタイルが多様化する現代社会では、御近所付き合いの煩わしさや、役員就任を負担に感じ、その必要性や自治会加入のメリットなどを疑問視する人も増えているようです。若い方は自分の時間を重要視し、地域活動など負担に感じる人も多く、高齢者にあっては、体力的にも役員を務める負担に耐えられないなどの理由で脱退されることもあると伺っております。

山口市も多分に漏れず、加入率は低下傾向で、令和4年4月のデータで、自治会加入率69.1%となっておりますが、これは分母に施設入所者世帯やアパート入居世帯、研修生などの外国人世帯、さらには世帯分離されて同居しておられます世帯を含んでおりますので、これらを除きますと、加入率は約88%になると思われれます。もちろん今申し上げた世帯の方々が自治会に加入することを否定するものではございませんし、それでもなお1割以上の世帯が加入しておられないのが現実です。

また、昨年度末には、新年度の自治会長を報告いただくよう御案内いたしましたところ、50世帯ほどの自治会の代表の方から、加入者世帯が全員高齢化し、輪番制で自治会長になる予定の御本人も高齢で自治会長をやっていく自信がないから、自治会長選出は困難で、もう自治会を解散したいという相談がありました。自治会は任意の団体で加入、非加入も個人の自由であることを御説明申し上げた上で、自治会の大切さや役割等をお話しして、ある程度理解を得ることができ、自治会長を選出していただくことができました。

先日、県内21市の自治会担当が集まる岐阜県自治連絡協議会の担当者会議が開催されましたので、各市の加入状況や加入促進についてお尋ねしたところ、いずれの自治体も自治会加入促進などには御苦勞されているとのことでした。対策についても情報交換が

ありましたが、決定的な解決策はないものの、多くの自治体職員が問題意識を持って、転入者へのチラシによるPR、自治会の役割などをテーマにした講演会の開催など、地道にPRを継続し、自治会加入をお願いし続けているとのことでした。

山口市でも、令和2年度、令和3年度には、ぎふ地域の絆づくり支援センターから講師をお招きし、自分たちの地域は自分たちの手でというテーマで講演会を開催いたしました。地味ではありますが、転入者へのPRチラシの配布も継続的に行っております。

これからも講演会などは継続的に開催し、自治会の役割等の大切さの理解に努め、地域コミュニティの維持、地域防災力の向上などが可能となりますよう、自治会連合会とも相談しながら継続的に加入促進に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 総務課長に答弁をいただきました。私自身も同僚議員も、過去に数回にわたりこの自治会加入のことについては何回も質問をされていますし、私もしておるんですが、それぐらい大切な問題だということだと私は思っているんですが、今の答弁の中で、加入世帯等については多少の見解の相違がありますが、おおむね総務課長と同一見解かと思えます。1番に会費を払う、2番に役員になると大変だと、3番にメリットがないことなどが自治会に加入しないことや退会する理由です。新しく引っ越しをされてきても、子供が中学校に入り、子供会を抜けると、自治会加入の必要性が薄れ、自治会を脱退されるケースもあります。自治会加入の必要性はごみ置場の制約ぐらいなものですか。

そこで、自治会加入の目新しいメリットとしての工夫に、ポイントカードの導入とか、あるいはプレミアム商品券の贈呈とかを試みてはいかがでしょうか。各種イベントの参加、自治会のボランティア活動など、内容に応じて施行を考えてみてはどうかという1点目の質問です。

2点目の質問ですが、このコロナ禍によって自治会加入の縮小や消防団員の減少を考えますと、コミュニケーションの場を広げなくてはなりません。そこで、SDGs、持続可能な開発目標の中に、多くの局面での暮らしを守るボランティア集団、あえて私は軽トラック自動車防災組織の結成を加え、新たなボランティア集団という位置づけを図ってはいかがでしょうか。山口市内における軽自動車トラックの保有台数は約2,700台と、多くの方が利用されています。軽自動車トラックの利用者は地域の年配者が多く、野良仕事に汗を流しておられる姿をあちらこちらで見かけます。この世代の人たちは、多くは長年この地に住み、どここの誰々が何をしているかなど、家族構成から親戚縁者ま

で一部始終を知り尽くしておられます。防災活動、子供の見守り活動、一朝有事の支援、独居老人の安全確保など、典礼者で有識な方々の協力をいただいて、災害ボランティアという新しい仕組みづくりを考えて、より強固な地域づくりを目指すことです。

阪神・淡路大震災の際、誰々さんのおうちは大丈夫か、〇〇さんの家族は逃げられたかなどと声かけが始まり、皆で家まで助け出しに向かったという例もあるそうです。被災の教訓から、それぞれが逃げる、助け合う、連絡をするかなど、幾つものマニュアルが示され迅速な対応が周知されています。周辺住民の日頃からのコミュニティーが役立ったことは言うまでもありません。

もちろん自治会活動が大きな力を発揮しているということを言いたいわけですが、市内全域にお願いしているこども110番は、子供たちのよりどころだと思われまます。こども110番と同様で、トラックのどこかにシールかラベルを施し、一目瞭然にすれば頼もしい救援隊になると思います。もちろん新しい企画には長短それぞれあることと思いますが、総務課の英知を結集して取り組むことが求められておりますが、総務課長に答弁をお願いします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まずは1点目、自治会加入の新しいポイントとして、自治会行事や自治会のボランティア活動の参加にポイントの付与またはプレミアム商品券を進呈することについて、御質問をいただきました。他県では、自治会活動への参加にポイントを付与する制度を設けた自治体もあるそうです。そこは自治体のポイントを利用するものではなく、自治会が主体となり、近隣のお店の協力を得て実施されているものでした。商品券の贈呈につきましては、行政側の立場として自治会への加入、非加入が個人の自由であることから、加入者と非加入者で差別的な扱いをすることには慎重にならざるを得ません。

しかしながら、自治会運営補助金を活用していただくなど、自治会加入の新たなメリットについては、まずは連合会長の皆様と一緒に研究してまいりたいと思います。

2点目、暮らしを見守るボランティア集団、軽トラック自動車防災組織の結成についてお答えします。

山口市において、軽トラックの登録台数が多く、その利用者の多くが長く市内にお住まいで地域の事情に詳しいと伺いました。そのような方々が地域の見守りに参画していただけるなら大変心強いことだと思います。自治会加入促進の観点からは、自治会組織の存続にも苦慮されている中で、年配の方が多い軽トラックの利用者で新たなコミュニティー組織を立ち上げることになりまますと、代表や役員を選出など、新たな御負担を強

いることになりかねません。

議員御提案の、車両に暮らしを見守るボランティアを表示するシールやラベルの作成については前向きに検討し、自治会加入につながるような方法を研究してまいりたいと思います。犯罪者は人目を嫌います。地域を見守る目を増やし、犯罪や事件の少ない安心・安全な山県市を目指し、防災力を向上し、地域の方々と一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 大変、総務課長から明確な答弁をいただきましてありがとうございます。前向きに考えるとのことですので、期待をして質問を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位3番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、空き地、遊休農地の管理と法定外公共物の管理について質問してまいります。

まず、第1番目の質問ですが、空き地の管理について質問していきます。

空き地は老朽化した建物の撤去が進んだことにより、最近では市南部の高富地区等において増加してきています。しかし、空き地の中には、所有者が市外在住者となっている物件もあり、管理が不十分となり、雑草が伸び放題となっている箇所もございます。周辺市民の心配の種ともなっています。管理不十分な空き地では、ごみの不法投棄、枯れ草の火災のおそれ、犬猫によるふんの不適切な放置などが発生するおそれに加え、最近では、特定外来動物のアライグマをはじめイタチなどの動物の生息も度々確認されてきています。また、黄色の花が咲く特定外来植物のオオキンケイギクが繁茂している箇所も現に発生しています。

このような事案の発生を防ぐためには、土地所有者による一層の適切な管理が必要であります。本市では、環境保全条例により、空き地の管理については適切な管理を所有者が行うよう定められています。また、市の広報により、空き地の管理について適切な管理を市民が行うよう啓発を行っていると考えますが、市民以外の市外在住者への啓発もできるよう、適時のパトロールによる空き地等の管理の状況について監視を行い、それらの人たちへの空き地の時機を得た適切な管理を啓発すべきと考えます。

本市では環境パトロールが実施されているところではありますが、ごみの不法投棄を中心に行われているように考えますが、空き地の管理状況についてもパトロール項目に加え、特定外来植物のオオキンケイギクの生育等や雑草の繁茂の状況、草刈りの状況等に

についても監視できるようにすべきと考えます。

そこで、環境保全を担当する市民環境課長に、草刈り等がしていない空き地の管理についての定期的なパトロールの実施及び環境保全の啓発について、その認識をお尋ねいたします。

次に、2番目の質問は、遊休農地の適切な管理についてであります。

農業従事者の高齢化や農業担い手不足、米の価格の一層の低減により、農業に従事する人が著しく減少してきています。水田の管理を機械化営農組合などに委託する人が増えるとともに、田畑での耕作放棄地や遊休農地が増加しています。本来、農地の管理については農地所有者自身が適正な管理を行うことが原則であります。しかし、農業に関心が薄れている昨今、これらの遊休農地等の管理については管理が不十分な状態になりやすく、草刈りが定期的に行われることもなく、雑草がはびこっている状況も散見できる状況です。周辺の水田や畑にも雑草の種が飛び込み、新たなトラブルを発生する場合も発生しています。

また、遊休農地がイノシシなどの有害鳥獣の繁殖の一因となることも危惧される場所でもあります。さらに、遊休農地では、ブタクサのような人にアレルギーを誘発する雑草や、セイタカアワダチソウのような繁殖力の強い雑草が繁茂することも多く、周辺市民の悩みの種となっています。したがって、遊休農地における定期的な草刈りは必須の作業であります。また、雑草が繁茂した農地では、空き缶等の不法投棄の場所になりやすく、環境衛生面でも課題が発生してきています。

そこで、特に農業作業に伴う補助メニューのない本市南部の高富都市計画地域にある用途指定地区に点在する農業振興地域以外での遊休農地での草刈り等による適正な管理手法について、農林畜産課長にその所見を伺います。

第3番目にお聞きしたいのは、草刈り等の管理に問題が生じている箇所には、空き地、遊休農地以外に水路敷などの管理の課題がございます。水路敷などは法定外公共物となっていることから、法定外公共物の管理について質問してまいります。

法定外公共物とは、道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法などに関する法律の適用を受けないものを言います。一般的には、里道、水路などと呼ばれているもので、市が管理しているものであります。法定外公共物については、市では法定外公共物管理条例を制定し、その保全、利用に支障を及ぼす行為は禁止されるほか、敷地の現況に影響を及ぼす行為は市長の許可を受けるなどの必要があります。また、敷地を占有、使用するなどについても市長の許可が必要であります。

水田などに隣接する道路敷ののり面や用排水路敷については、水田所有者自身により

草刈りが適正に実施されている箇所が大半であります。しかし、水田を委託されている箇所や水田に面していない用排水路敷等では、水路敷等の法定外公共物の管理が不十分となっており、雑草が伸び放題となっている箇所も多く見受けられます。

また、悪質なのは、市長の許可を受けないと見られる用排水路敷の無断占用の箇所も発生していることでもあります。市長の許可なく排水路敷を埋め立て、植栽などをして宅地として使用している事例が存在しています。

したがって、法定外公共物の管理については、市民への啓発等の定期的な実施とともに、現場の状況を調査するための定期的な職員自身によるパトロールの実施をしていく必要があると考えます。法定外公共物の無断占用等を防止するためにも、現場パトロールによる早い段階での市の指導によるこれらの行為の発生を未然に防ぐことが望まれます。道路、河川については維持パトロールが実施されているようですが、法定外公共物についても、それらに加えパトロールの実施をぜひ望むところであります。

そこで、法定外公共物を管理する理事兼建設課長にその所見を伺います。昨年も、道路、河川等で県や市による草刈りが実施されましたが、草刈り作業は年末近くまで行われた状況でした。少なくとも、例年のように夏の盆頃までには草刈り作業が終了できるようにお願いをしたいものです。水田や空き地、水路敷等の草刈り等についても同様に盆頃までに終了できるよう努めるようお願いをるところです。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えします。

御質問の1点目、空き地の適正管理について、近隣住民の生活環境と安全を守るため、所有者または管理者の方に対し、管理不良状態にならないよう、適切な管理を実施していただくよう、広報紙やホームページにて掲載し周知を図っているところでございます。

草刈りがされていない空き地の把握方法につきましては、近隣市民の方、環境パトロール員の方、自治会長さんや市から委嘱しております各地区の環境保全監視員の方々からの様々な情報提供、また、市役所の各課との情報共有や市民環境課職員による巡視による確認など、様々な方法で把握しています。以上のように、多方面の情報提供があることから、定期的なパトロールは実施いたしておりません。

現地確認を実施し、適正管理が行われていない空き地につきましては、市内、市外の方、所有者を問わず、所有者または管理者の方に電話もしくは通知にて適正管理の重要性を伝え、草刈り等を実施していただくよう依頼をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、遊休農地の適切な管理についてでございますが、農地の管理につきましては、農地法により、農地について権利を有する者の責務として適正に管理するよう定められており、基本的には、土地所有者により適正に管理を行っていただくことになっております。

山口市としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による定期的な農地パトロールを実施し、雑草が繁茂した土地所有者への訪問や除草依頼通知、また、人手不足などで自ら管理できない方には山口市シルバー人材センターを御紹介し、遊休農地の適正な管理をお願いしているところでございます。

また、山口市南部では、共同での農地管理手法である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業なども活用することができず、担い手となるような農業者や法人もございませんので、農地を集約し、適正な管理をしていただくこともできない状況にあります。

山口市としましては、現在実施しております除草依頼通知の発出などを通じて、農地管理の必要性としてさらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、法定外公共物の管理についてでございますが、現状において、全ての法定外公共物を日常的に管理することはとても難しい課題であると認識しております。その中で、自治会、ボランティア団体並びに隣接土地所有者など、地域の皆様による草刈りなどへの御協力に対して感謝申し上げるとともに、引き続き、地域の皆様や市役所関係各課との情報共有を強化してまいりたいと考えております。

また、法定外公共物の諸手続につきましては、広報紙などによる啓発、周知をしてまいります。引き続き、地域の皆様の御協力も賜りながら、今後も適切な法定外公共物の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再質問をいたします。

まず、1点目は空き地の管理について、市民環境課長の答弁では、定期的なパトロールは実施していないとのことでした。ごみの不法投棄を中心に、シルバー人材センター

による環境パトロールを現在委託しているとも聞いております。

そこで、空き地のうち、特に管理が必要と思われる箇所については、重点的に既に委託しているシルバー人材センターによる巡視を強化することも検討すべきと思います。この点について市民環境課長に所見を伺います。

2点目の再質問は、法定外公共物の不法占拠事案についてどのように対応されていく方針なのかについて、理事兼建設課長にお伺いをいたします。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、空き地のうち特に管理が必要と思われる箇所については、先ほどの答弁のとおり、毎年、様々な方から寄せられる情報提供、また、市役所各課との情報共有や市民環境課職員による巡視にておおむね把握いたしているところでございます。

シルバー人材センターへ委託している、ごみを中心にした環境パトロールにつきましては、毎回、作業内容及び箇所図を示した報告書を提出していただいております。今後におきましては、その報告書に管理不良空き地などの状況について項目を追記し、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

2点目、法定外の不法占拠事案についてお答えします。これについては、個別の事案ごと、状況に応じて御相談をいただけるよう、適正な活用を促すために啓発、周知をしてまいります。

水路の流れを阻害したり里道の通行阻害となるなど、法定外公共物の保全または利用に支障を及ぼすおそれのある行為は、本来の機能が果たせないなど実害が生じる重要な問題と認識しております。その中で、今後も地域の皆様の御協力を賜りながら、適切な法定外公共物の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位4番 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、公金の運用について、災害に強いまちづくりの2点、質問させていただきます。副議長を務めさせていただいていたこともあり、2年ぶりの一般質問になります。少し緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

それでは、まずは公金の運用について質問させていただきます。

以前、私は公金の運用について一般質問させていただきました。そのときの内容は、金利の低い金融機関にただ預けるだけではなく、国債で運用してはどうかということをご提案させていただきました。そのときの回答は検討していただけるということでした。しばらくしてから、会計管理者のところに幾度か足を運びお願いをいたしました。国債もマイナス金利となり、非常に厳しい状況が続いていました。

しかし、10年債、20年債は少し前ですが、今年の2月には5年債もマイナス金利が解消という報道をお聞きしました。ですので、今の公金の運用方法について会計管理者にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 奥田会計管理者。

○会計管理者（奥田英彦君） 御質問にお答えいたします。

現在、山県市の基金の状況でございますが、5月20日現在で、一般会計で財政調整基金や減債基金など、17の基金で約71億円、特別会計では、財産区調整基金も含めまして、8基金で約10億9,000万円を保管しております。

令和2年度までは定期預金等により運用しておりましたが、定期預金の利率が大幅に下がったため、令和3年12月には、公金の安全かつ効率的な運用を行うため、山県市公金管理対策検討委員会を開催し、山県市債券運用方針に基づき、債券による運用を行うことが決定されました。

債券の購入実績としましては、令和3年7月に高富財産区調整基金で20年債の額面1億円の地方金融機構債を購入したのをはじめとして、令和4年1月には、一般会計で20年債で額面3億3,415万円の日本国債を、2月には20年債で額面1億円の日本国債を購入しております。合計で5億3,415万円となり、基金の総額約6.5%を債券で運用することとなっております。この結果、市が受け取る利息は、年間228万4,600円となります。

今後の運用につきましては、山県市の将来における財政状況及び災害発生時等における緊急的な予算措置への対応等も考慮した上で、山県市公金管理対策検討委員会で審議し、購入していければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 今までは年に約1万円しか入ってこなかったものが、約230倍の228万4,600円入ってくる。これは山県市にとっても市民にとっても非常にうれしい限りです。よい回答をいただきましたので、再質問せずに次の質問に移ります。

2つ目の質問、災害に強いまちづくり。ここ数年、全国各地において水害、地震など

の災害が多く発生しております。昨日も石川県能登地方で震度6弱の地震が発生しております。自然災害には災害時の迅速な対応が不可欠であり、平時において災害を想定した万全の体制を整えていることが重要であると考えられます。災害はある特定の場所だけで起こると考えるのではなく、自分たちの住んでいるところにおいても、いつどのような災害が起こるかもしれないということを常に思い、いざというときの心構えや備えをしなければいけません。

大災害が発生すると、電気、水道、ガス、都市ガスといったライフラインは、大災害発生直後から停止し、利用が困難になると考えられます。各ライフラインの9割程度復旧するまでの日数は、1995年の阪神・淡路大震災が、電気が6日、水道が24日、ガスが34日。2011年の東日本大震災では、電気が2日、水道が37日、ガスが61日となっており、電気が一番早く数日で復旧し、次いで水道、最後にガス、都市ガスが復旧という順番になっています。

一番復旧に時間のかかるガスですが、本市においては、都市ガスよりもプロパンガスの各家庭の設置率が多いと思われ、災害に強いプロパンガス、その点では心強く思われます。そう考えると、ライフラインで一番復旧の遅くなるのが水道です。道路の陥没などで水道管のライフラインが寸断され、その復旧作業には多くの時間や労力が必要となり、また、復旧や回復するまでは、生命維持に欠かせないのが飲料水であります。よくテレビ報道で、自衛隊の方が給水車から市民の方に水を配給している映像を見ますが、長蛇の列です。本市で大規模な地震が発生した場合、当然のことながら、岐阜市、関市、本巣市などの隣接市でも同じようなことが起きる可能性が十分にあります。その場合、本市に優先的に給水車が来てくれるかは疑問の残るところです。

私の家では水道水と井戸水を兼用していますが、ライフラインが断たれた場合の非常用飲料水などの水の確保手段の1つとして、電気の復旧が遅くなっても、発電機等の確保ができれば個人、法人を問わず井戸水が利用できる、これは有効な手段ではないでしょうか。

以前、一般質問でソーラーパネルの設置を規制してはどうかという質問をしましたが、それは山や広大な空き地などで、一般家庭の屋根などの設置は災害時でも非常に有効であるので、推進していくべきだと考えています。これからの山縣市は災害に強いまちにしていかなければいけないと思います。

そこで7点質問いたします。

1点目、本市の震度5以上が発生したときの最悪の事態、どれほどの被害を想定しているのか。その場合、ライフラインの復旧にはどれくらいの期間がかかると想定してい

るのか。

2点目、災害発生後の電気、水道、ガス、建設各業者との連携は。

3点目、本市が保有している発電機の数。

4点目、本市の都市ガス、プロパンガスの割合は把握しているのか。割合を把握していなくても、どの地域に都市ガスが多いのか。

5点目、各家庭でのソーラーパネル設置状況は把握しているのか。

6点目、飲料水などの確保は。

7点目、災害時には、電気の供給があれば井戸水が有効と考えられるが、本市の井戸水利用の企業、家庭の数は。

1点目から6点目までは理事兼総務課長、7点目は水道課長にお聞きします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、震度5以上が発生したときの最悪の被害想定とライフラインの復旧までの期間の想定についてお答えします。

山県市において、最悪の被害を想定している地震は、岐阜県の内陸直下地震等被害想定調査に基づいて、揖斐川－武儀川断層帯地震が最大の被害想定としており、山県市の震度は6強から7に及ぶとされています。

建物被害は、全壊家屋が約6,000棟、半壊家屋が約5,000棟で、人的被害も、早朝に発災した場合、300人以上の死者、2,000人以上の負傷者に加え、900人ほどの要救助者、1万人以上の避難者が発生すると見込まれております。

ライフラインの復旧は、大規模地震災害の場合、一般的に、議員御発言のとおり、電気、水道、都市ガスの順に復旧が進んでまいります。復旧までの期間については、阪神・淡路大震災の事例に基づいた県独自の想定ですが、揖斐川－武儀川断層帯地震における被災1週間後の復旧率は、電気が100%、上水道は約65%、都市ガスは約4%程度の見込みです。都市ガスに関しては、被災1か月経過後も20%以上が未復旧となる想定でございます。

御質問の2点目、災害発生後の電気、水道、ガス、建設各事業者との連携につきましては、37の各種事業者や団体などと災害応援協定等を締結しております。一例を申し上げますと、電気関係では、中部電力株式会社が災害復旧の基地として美山総合運動場を使用できる協定、中部電気保安協会岐阜支店とは、公共施設等の迅速な復旧を図ることを目的とした協定、ほかにも山県市電気工事業防災協力会とは、初期電気の復旧活動等に応じた応援協定、中部電力パワーグリッド株式会社とは、停電復旧に係る応急措置の

支障となる障害物等の除去に関する協定などを締結しております。

水道関係では、山県市管設備組合と応急給水及び水道施設の応急復旧等に関する協定を締結しております。

ガス関係では、岐阜県L Pガス協会岐阜市部山県市ブロックと、被災者及び避難者の救援活動を円滑に行うための協定、岐阜農業協同組合とは、プロパンガス、ガソリン、灯油を山県市に供給できるよう協定を締結しております。

建設関係では、岐阜土木工業会、山県防災協力会と、被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関する協定を締結しております。

通信関係では、西日本電信電話株式会社と、避難所の特設公衆電話の設置に関する覚書、NTTドコモとは、避難所において無料W i - F i の設定を行うよう協議が済んでおります。CCNさんとも、災害時、公共機関のW i - F i を無料開放いただけるよう調整済みでございます。

御質問の3点目、山県市が保有している発電機の数については、消防防災係が管理している分で、ガソリンを燃料とした発電機が22台、L Pガスを燃料とした発電機が6台、また、高富、伊自良、美山の各中学校に冷暖房用のガスを燃料とする発電機を各1台、合計で31台保有しております。

そのほか、カセットボンベのガスを燃料とした発電機を市立保育園7園、高富児童館、子どもげんきはうすにそれぞれ1台、計9台保有しております。これを含めると、全部で40台になります。また、大容量の可搬蓄電池を6台保有しております。

御質問の4点目、本市の都市ガス、プロパンガスの割合と、都市ガスの供給地域についてでございますが、高富地域の高富、佐賀、東深瀬、高木の一部で東邦ガスが供給を行っております。東邦ガスの公表データによりますと、令和4年度当初、市内で304個のメーターが設置されており、山県市の4月当初の世帯数が約1万世帯ですので、概算になりますけれども、都市ガスの世帯率は約3%、プロパンガスの世帯率は約97%となる計算になります。

御質問の5点目、各家庭でのソーラーパネル設置状況について、本市では設置数等を把握できておりませんが、本年度、ゼロカーボン地産地消モデル形成調査業務を実施中ですので、一定程度の状況が把握できると思われれます。

御質問の6点目、飲料水などの確保につきましては、約4,000リットルの飲料水を防災倉庫に分散、備蓄いたしております。1.5リットルのペットボトル入りで10年保存の可能な飲料水でございます。一般的に1人1日3リットルが必要とされており、最悪時の想定避難者約1万人の3日分を確保しようとする場合、計算上では約9万リットルが必要

となります。しかしながら、これを10年でローリングしていくには毎年6,000本の更新が必要となり、保管場所も確保できないことから、最低1人1日1リットルを目安に、南海トラフ地震発生時の想定避難者約2,400人の2日分を目標として備蓄を進めております。

現在、備蓄の予定量は4,500リットルで、目標数量に若干足りませんが、不足する分は給水車による給水も行い、水道の復旧を迅速に進め供給に努めることといたしております。

食料については、アルファ米を1万2,200食分、クラッカーを9,520袋、防災倉庫に分散し、備蓄いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問7点目、本市の井戸水利用企業・家庭の数についてでございますが、水道課で把握している井戸水使用者の数は、井戸水を使用し、公共下水道または農業集落排水施設を使用している一般世帯及び事業所世帯の数で、公共下水道地域と農業集落排水事業地域を合わせ、一般世帯は200世帯、事業所世帯は42世帯でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 再質問します。

都市ガスの被災1か月経過後も20%以上が未復旧となる想定とのことですが、本市においてはプロパンガスの割合が97%と、災害に強いプロパンガスが非常に多いこと、また、災害発生後の電気、水道、ガス、建設などの連携では、37の各関連業者の方々と災害応援協定等を締結しているとのことで、大変心強く思われます。

しかし、飲料水などの確保では、一般的に1人1日3リットルが必要ですが、経費、保管場所確保など困難などから、最低1人1日1リットルを目安に、南海トラフ地震発生時の想定避難者約2,400人の2日分を目標に備蓄を進めているとのこと。被災1週間後の上水道の復旧率が約65%と考えると、水が足りないことは明確です。

そこで、先ほど水道課長の答弁で、井戸水を保有している一般世帯が200世帯、事業所世帯は42世帯、その他にも、畑などに設置している把握しにくい井戸水も多くあると思います。井戸水を保有している企業、個人を問わず、災害時に井戸水を提供していただけるよう協定を結んではいかがでしょうか。熱処理すれば飲料水としても十分使用できます。飲料水と使用して不適合でも、トイレ、お風呂などには使用可能は十分です。

電気関連では、市が保有している発電機の数ですが、40台保有しているとのことです。

が、多いに越したことはありません。また、近くにあり、すぐに使用できる状態がベストだと考えられます。そこで、宝くじ助成金を利用して、自治会公民館に発電機を置くことを自治会に促してはどうでしょうか。また、これからゼロカーボン、そして災害時の電気確保のため、各家庭でのソーラーパネルの設置を促進して、災害に強いまちづくりをつくっていくべきです。

そこで、3点、再質問します。

1点目、宝くじ助成金での発電機の要望を自治会に促してはどうか。

2点目、各家庭でのソーラーパネルの設置を推進すべきだと考えますが、本市独自の補助金の考えは。

3点目、本市の井戸水保有の企業、家庭に、災害時に水を地域、住民に提供していただける協定を結んではどうか。

1点目は理事兼総務課長に、2点目、3点目は副市長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

私からは、再質問の1点目、宝くじ助成金で発電機の要望を自治会に促したらどうかという点についてお答えします。

この助成事業は、自治総合センターが実施する宝くじの収益金を原資とした社会貢献広報事業で、正式にはコミュニティー助成事業といたしまして、活力ある地域づくり等に対し助成を行い、地域のコミュニティー活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の発展に寄与するための事業でございます。

助成対象メニューには、今回、補正予算を計上しております自治会が行う一般コミュニティー備品の整備のほか、地域の防災活動に直接必要な設備等の整備などについても対象となっております。

事業の紹介は、毎年5月の広報と同時に、全自治会長に制度の概要をお配りしており、募集に関しましては、9月広報配布時にチラシを全自治会にお配りしております。令和元年度には蛭ヶ丘自治会、令和2年度には斧田自治会が本事業を活用され、発電機を含め防災備品等の整備をされました。そのほかにも、畑野自治会は、令和2年度に市の自主防災組織等活動費補助金を活用し、発電機などを整備されました。

こういった地域防災力の強化は市民生活の安心につながるもので、一層推進していく必要があると認識しております。コミュニティー助成事業については申請が全て採択されるわけではございませんが、より多くの自主防災組織等が本助成事業等を活用し、地域の防災力を強化することができるよう、今まで以上にPRに努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 私からは、再質問の2点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

まず、2点目は、ソーラーパネル設置に関する山口市独自の補助金制度についてでございます。現在、環境省補助金の採択を受け、ゼロカーボン地産地消モデル形成調査事務を実施しておりまして、山口市の脱炭素ポテンシャル等を調査している最中でございます。そうした調査結果を踏まえまして、山口市全体のゼロカーボンを目指す中で、国庫補助金等の活用も視野に入れてソーラーパネル設置の促進につきましても総合的に検討してまいりたいと考えております。

御質問の3点目、企業や個人の御家庭の井戸水を災害時に地域住民に提供していただく協定の御提案でございますが、市内で数百軒の井戸水利用が少なくともある中、その考え方は検討に十分値する御提案であると受け止めさせていただきました。

しかしながら、被災した断水区域ではそうした井戸を所有しておられるお宅も被災しており、その井戸自体が停電ですとか、場合によっては地層のずれによって断水等も発生している可能性も高く、仮に御提供いただけることになったとしても、そこには過剰な御負担をかけてしまいかねません。いざ災害時には、場合によってはお願いすることがあるかもしれませんが、あらかじめ協定を結んでいただくというのにはちょっと忍びないというのが本心でございます。むろん善意の思いで御提案いただけるようなことがあればそれを固辞するようなことはございません。

なお、災害は、まずは自助、そして互助、共助、最後に公助と言われますように、公助には限界がございます。あらゆる市民の方々が協力し合って減災化できるものと考えられます。そのため、そうした資産を活用していただけるような機運づくりですとか、協定までは無理としても、いざ災害時に活用し得るような、例えば井戸としての登録制度なども今後研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） ソーラーパネルの設置の促進についても総合的に検討していただける、企業や個人の井戸水を災害時に地域住民に提供していただく協定は無理としても、いざ災害時に活用し得る井戸水や井戸としての登録制度などは今後研究していただけることなので、期待をいたします。

そこで、再々質問として、他市に誇れる災害に強いまちづくりを進めていくべきだと

考えていますが、副市長の考えをお尋ねいたしまして私の質問を終わります。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再々質問にお答えをいたします。

災害に強いまちづくりを進めていくべきとのお考えについては私も全く同感でございます。他市に誇れると言われるとちょっとハードルが高いんですが、30年以内に七、八割の確率で発生すると言われております南海トラフ地震でも、山県市の震度は5強から6弱が見込まれており、建物被害も約2,000棟、人的被害も約300人に及ぶことが想定されている、先ほど総務課長がお答えしたとおりであります。

地球表面のプレートが多く交錯する我が国におきましては、地震は避けて通ることはできません。しかしながら、その被害を減らす減災は当然可能であります。また、地球温暖化をはじめとする気候変動の影響か、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が年々顕著になってきております。中でも、予測が困難な線状降水帯などによる局所的な豪雨などに対しましては、避難方法ですとかそのタイミングなどの難しい課題がございます。

かつて忘れた頃にやってくると言われました天災は、今や忘れる前にやってくる時代であります。山県市では、これまで武儀川、鳥羽川、伊自良川をはじめとする市内の河川改修を推進するとともに、公共施設の耐震対策、防災無線の整備、避難所備品や非常食の備蓄等を行ってまいりました。今後につきましても、有利な財源等を最大限に活用して、こうしたものの整備を継続して推進してまいりたいと考えております。

しかし、何よりも大切なのは、災害からの回復といいますか、災害レジリエンスと言われるんですけど、そういったものを含め、市民の方々お一人お一人の意識が大切ではないかと思われまます。これまでも防災訓練の実施のほか、ハザードマップによる危険箇所等の周知、自主防災組織への支援、木造住宅の耐震化支援などを行ってきてはおりますが、今後も引き続き見直しをしながら強化していかなければならないものと考えております。

今後におきましても、議会をはじめとする市民の方々の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

○議長（石神 真君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

暫時休憩に入ります。議場の時計で13時から再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、ヤングケアラー支援について質問をさせていただきます。

まず、おととい、6月18日土曜日、少年の主張大会が行われました。中学生の代表9名が発表され、全てが柔軟な発想力、創造力、そして自分の考えを正しく伝える力を身につけられたすばらしい内容に感動しました。優秀賞を受けられた中の1人として、ケアラー問題を知ると題して発表された生徒さんは、妹さんに障がいがあり、食事や入浴など生活の世話を日常的に行っているという内容でした。実体験ほど説得力のあるものはありません。今日の私が質問させていただくヤングケアラー支援については、その生徒さんが5分にまとめられた内容に全てが込められていました。この生徒さんの主張を形にしていくためにも質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、ヤングケアラーとは、大人に代わって病気の家族の世話や介護や家事、幼い兄弟の世話などを日常的に行う18歳未満の子供のことをいいます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題でもあることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていました。

このヤングケアラーへの支援が今年度から大きく動き出しました。この基点となったのは、厚労省と文科省による合同プロジェクトチームがまとめた支援に関する報告書であり、そのプロジェクトチーム設置のきっかけとなったのが、昨年の参議院、公明党伊藤たかえ議員への答弁でありました。伊藤議員の地元神戸市では、20代女性が介護をしていた祖母を殺害するといった痛ましい事件があり、憂慮された伊藤議員は、専門家にヒアリングを行うなど、ヤングケアラー支援を模索しました。その後、プロジェクトチーム設置につながるとともに、当時の菅総理からも、省庁横断のチームにおいて当事者に寄り添った支援につながるよう、しっかり取り組んでいきたいとの答弁を経て、ヤングケアラーの支援強化へ向けて、今年度から3年間、政府が集中取組期間と定めた支援がスタートをしています。

ヤングケアラーは新聞や報道で取り上げられることも増えてきましたが、まだまだ知られていないのが現状です。ヤングケアラーとされる、世話をする家族がいる児童・生徒は、いない児童・生徒よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念をされています。

ヤングケアラーについて政府は、昨年4月に中学2年生と高校2年生、今年4月には小学6年生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しました。これによると、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%で、約17人に1人、

世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは45.1%、平日1日に費やす時間は平均4時間、その上で7時間以上との回答が約1割ありました。その6割以上は相談経験がないという状況です。

また、今年4月の小学6年生の実態調査の公表によれば、約15人に1人に当たる6.5%が世話をする家族がいると回答、このうち、平日1日の世話に費やす時間が7時間を超える負担が重い児童も7.1%いるなど、深刻な実態が明らかになりました。この結果は重く受け止めなければならないと考えます。中には、支援の必要性を自覚していない生徒も一定数いると見られ、対策が急がれています。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるという問題があります。

そこで、学校教育課長に伺います。ヤングケアラーに対する認識と現状の本市の取組はどのようなお聞きをします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

まず、ヤングケアラーの認識についてでございますが、小中学生の6%程度がいわゆるヤングケアラーと言われる状況にあるとする報告に、その問題の重要性を再認識したところです。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話など、子供が日常的に行うことの負担を考えると、学校は、困り感がある児童・生徒の早期発見及びその解消に向けての支援機関との連携において重要な役割があると捉えています。

次に、現状の教育委員会の取組についてでございますが、4月以降に実施したことは、ヤングケアラーに関する情報の共有と実態把握です。情報の共有につきましては、4月の校長会で、ヤングケアラーに関する厚生労働省の調査結果を紹介しました。また、5月には、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告と、一般社団法人日本ケアラー連盟から出されたパンフレットを資料として各学校に送ったところです。学校では、それらを利用して、打合せ等で管理職から教職員に伝達を行ったと聞いております。

また、実態把握につきましては、学校ごとに定期を実施している児童・生徒用心のアンケート調査の中に、ヤングケアラーの早期発見につながる項目として、家事や兄弟の世話に困っていませんかや、家の手伝いが多いなどで悩んでいることはありませんかななどの項目を追加し、その調査結果と学校での生活の様子を重ね合わせ、個別の教育相談につなぐよう指示したところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 早期発見につながるアンケートとして2項目のアンケート調査を行ったということでしたが、何のための調査ということかを児童・生徒はちゃんと理解しているのかという点は重要なことだと思います。児童・生徒を含め、父兄にもヤングケアラーという存在を周知することは重要なことです。

ヤングケアラーに関する調査と前後して、国は支援策の強化にも乗り出し、今年4月に成立した22年度予算や、昨年12月成立の21年度補正予算に関連費用が盛り込まれています。柱の1つは、ヤングケアラーに関する認知度の向上です。実態調査では、8割以上がヤングケアラーという言葉を知ることがないと回答しており、本市においても社会的認知度は低いと思われます。積極的な広報を行うことによる認知度の向上は、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていけるものだと考えます。

そこで、政府は、学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方針です。4月に公表した小学校への調査結果によると、ヤングケアラーと思われる児童を外部の支援につなげていないと答えた学校が42.7%に上っています。理由では、対応の仕方が分からないなどの回答があり、関係担当による連携の改善が指摘をされていました。

また、担当者が多いと全体の方針がぶれるおそれがあり、素早い情報の共有が難しくなることから、支援計画を立てて役割分担を明確にするべきだと強調もされています。児童・生徒には自覚がない例もあり、本人や家族の考えを尊重しながらのサポートや地域で見守ることも重要だと考えます。

また、公表されたマニュアルには、ヤングケアラーを取り巻く状況などに加え、現場での取組事例も紹介をされており、早期発見や連携の仕方で迷った際にマニュアルを活用してもらい、困っている児童・生徒を支えてほしいとしています。学校では、周囲の対応について、児童・生徒との日常生活の中で、いつもより表情が暗いなど小さな変化を感じ取り、ヤングケアラーに気づく力を養うことが重要だとも指摘をされています。

そこで、再度、学校教育課長にお尋ねをします。

1点目に、ヤングケアラー支援に対する現場の教職員の皆さんの認知度について。

2点目に、対応についての情報など周知はされているのかどうか。

3点目に、ヤングケアラーについての児童・生徒や父兄に対する周知、そして社会的理解も重要だと考えますが、認知度の向上についてどのように取り組まれるのかをお聞きします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、ヤングケアラー支援に対する現場の教職員の認識についてでございますが、今月、市内小中学校の全教職員に調査した結果、98%の教員が、ヤングケアラーという言葉聞いたことがあると答えています。また、94%の教員が、ヤングケアラーはどんな生活状態の児童・生徒か知っているかと答えています。

一方で、ヤングケアラーの発見や支援について、自身で調べたり研修を受けたりして専門的な知識を得ていますかという問いに対し、知識を得ていると答えた教員は30%でした。教育委員会としましては、教員の認識をさらに高めるための研修が必要であると捉えています。

御質問の2点目、ヤングケアラー支援の仕方についての情報についてでございますが、厚生労働省のヤングケアラー支援マニュアルを活用して、教育相談担当や生徒指導担当に対して、具体的な対応事例から実効性のある研修を計画していきます。

御質問の3点目、ヤングケアラー支援の社会的理解についてでございますが、6月18日に行われました山県市少年の主張大会において、市内の中学生が、ケアラー問題を知るというテーマで、自身の経験を踏まえ、ヤングケアラーに関する国民の関心の低さなど社会の問題を提起してくれました。

教育委員会としましては、見過ごしてはいけない社会的課題として捉え、まずはヤングケアラーに関する各種情報や広報ポスターなどを校内に掲示し、児童・生徒が関心を持つ機会をつくるとともに、対応策を具体化させなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 少年の主張大会で発表された生徒さんは、条例の制定についても触れられておりました。ヤングケアラーのようにケアをする人をどう支えるかという仕組みは大切です。同居する子供は、小中高生であっても介護力と見られがちではないかと思えます。しかも、大人の介護者と同等に扱われているようなところがあるという報告もあります。家族にも余裕があるわけではありません。ただ、ヤングケアラーは幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自らが相談をしたり助けを求めたりすることは少ないと言われております。

4月8日付の岐阜新聞には、小学6年生のアンケートの調査結果として、家の事情で勉強ができないのに、やってこなかったと扱ってほしくないとか、いつでも頼っていい人が欲しいなど、自由記述欄には自分の抱えている事情や気持ちを一生懸命に伝えようとする言葉が並んでいたとあります。また、誰かに勉強を教えてほしいとか、泣きたくない、助けてほしい、逃げ道をつくってほしいといった切実な胸の内を明かした子もい

たそうです。

また、これを書いても駄目だという気持ちがありますと、周囲のサポートへの不信感や諦めがにじんでいたともいいます。公的支援についても、町の福祉の人たちにもっと丁寧によしくちゃんと考えて助けてほしいといった心からの願いも書かれていたということです。

当然ですが、教育委員会だけの問題ではなく、関係各課の連携は重要です。福祉と連携した伴走型の支援は今後重要になることと考えます。まずは教育現場が第一歩だと考えます。子供に日々接している教員が気づくことが支援につながる可能性がある一方で、家庭の事情まで把握しきれず、適切な外部機関との連携ができていない場合があると推測されています。

また、厚労省は、学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表しました。そこには、主体となる担当にコーディネーターを配置することが提言されており、ヤングケアラーの子供の早期発見に向け、問題への理解を深めることが重要だとしています。家族のために献身するという行為自体は本当に尊く否定するべきではありませんが、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがないように支援は、教育委員会としても重要なことだと考えます。

しかし、現状、そうしたはざままで誰からも支援されないヤングケアラーですが、国の提言しているコーディネーターの配置について、ケアを必要とする家族の状況を把握した上で、子供の立場になって話を聞いたり相談に乗ることができる専門職が必要ではないかと考えます。

そうした点も含めた本市の今後のヤングケアラーの支援策についての考えを最後に学校教育課長にお聞きをします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再々質問にお答えします。

ヤングケアラーのみならず、子供たちは様々な家庭環境の中で日々の生活を送っています。親子をめぐる環境に対する困り感を大人や社会に伝えられず、自分1人で抱え込んでいる子もいれば、お手伝いやお世話は当たり前のこととして、自分1人で背負っている子もいるかもしれません。教育委員会としては、子供の権利を守るためにも、こうした子供たちやその保護者、さらには子供の困り感を察知した教職員が相談しやすい窓口を学校外に設置するとともに、議員御指摘のヤングケアラーコーディネーターといった専門的知識を有する職員を配置することでスムーズに関係機関につなげ、問題の解決に結べるよう、子育て支援課や福祉課との連携を具体的に検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 1 時20分休憩

午後 1 時21分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 奥田真也君。

○2 番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは 1 点、子供たちへのマスクの対応について、子育て支援課長と学校教育課長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策の徹底が続き、手指消毒やマスク生活についても慣れてきたところです。5月20日に後藤茂之厚生労働大臣が政府の見解として、新型コロナウイルス対策のマスク着用について、屋外では人との距離が十分確保できていなくても、会話をほとんど行わない場合は必要ないとする見解を示しました。屋内においても、周囲との距離を保ち会話を控えればマスクは不要とのことでした。

また、一時的に推奨していた 2 歳以上の未就学児のマスク着用については、一律には求めないの方針にも変更しました。政府見解として、屋外では人と 2 メートル以上の距離が確保できれば、会話の有無を問わずマスクの着用は不要と指摘しており、距離を取れなくても、ほとんど会話がないうちには必要なく、夏場は熱中症を防ぐため外すことを推奨するとしています。

この熱中症については、例年、5 月頃から 9 月頃にかけて、熱中症の救急搬送がニュースなどで報道され始めます。昨年、令和 3 年10月の消防庁発表、令和 3 年（5 月から 9 月）の熱中症による救急搬送状況によると、岐阜県における熱中症の救急搬送は862人、年齢区分別では乳幼児が 4 人、少年が91人となっています。そのうち、教育機関での救急搬送は46人となっており、乳幼児、少年の約半分が教育機関での熱中症による救急搬送であり、そのことから、今回の政府のマスクを外すことを推奨する方針については、子供も保護者も、そして保育園、幼稚園、小学校、中学校の先生においても、熱中症を防ぐ観点から非常にありがたいのではないのでしょうか。

また、ドイツの神経科医マーガレッタ・グリーズ・ブリッソン医師によると、子供がマスクの着用を続けると慢性的な酸欠状態になり、一時的な警告症状として、頭痛や眠

気、目まい、集中力の低下などが起こると提言もしています。

そこで、子育て支援課長、学校教育課長にそれぞれ2点、お伺いをいたします。

1点目、保育園においては、散歩や園庭での活動、小学校や中学校においては、登下校や校外活動、体育の授業などの活動におけるマスクについてのお考えは。

2点目、屋内においても、会話がほとんどなければマスクが不要であるとのことですが、発言しない授業などでの場合におけるマスクについてのお考えは。

この2点についての考えを、子育て支援課長と学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、保育園において、散歩や園庭での活動におけるマスクの着用についてでございますが、全園児、マスクの着用はなく活動を行っております。

御質問の2点目、屋内での活動についてでございますが、山県市の現状として、オミクロン株の特徴を踏まえた対応として、2歳以上は食事や午睡以外はマスクを着用しておりました。5月23日に政府より、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が、2歳未満のマスクの着用は勧めない、2歳以上児についてもマスクの着用を一律には求めないと変更されました。

本市としましても、施設内に感染者が生じている場合や体調不良者が複数いる場合など、可能な範囲で一時的に対応としてマスクの着用を求めることはありますが、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

御質問の1つ目、登下校や校外活動、体育の授業等の活動時のマスク着用についてでございますが、いわゆる感染拡大第6波は子供の感染者が激増した時期であり、山県市の学校においても、2月から5月までの4か月間に185人の児童・生徒が陽性の判定を受け、延べ38学級に対し学級閉鎖の措置を取りました。その間の学校における感染予防対策の主はマスクの着用と換気及び手洗いでしたが、現在もコロナウイルスは僅かな隙を突いて感染を広げています。5月27日から30日までの4日間で、同一クラスから7人の陽性者が出ています。

夏期を迎え、マスクの着用に関して政府見解や県の方針が出されていますが、学校現場の感染拡大に対する緊張感は依然として高く、保護者の不安は解消しているとは思えません。教育委員会としましては、5月19日を皮切りに、3小学校と1中学校が運動会

を実施する前に、熱中症のリスクを下げるためにマスクを外して競技してよいことを開会式において児童・生徒に伝えるよう校長に依頼しました。運動会当日は気温の上昇も穏やかで、マスクを外したり顎にかけたりして競技をしている児童・生徒もいましたが、半数以上がマスクをつけて競技に臨んでいました。

こうした実態を受け、5月31日に臨時の校長会を開催し、県の方針を踏まえた熱中症対策を優先した感染予防対策とするよう指示し、マスクを外した活動の推奨について保護者の理解を得るよう依頼したところです。

御質問の2点目、屋内におけるマスクの着用についてでございますが、児童・生徒のワクチン接種の現状は大人の接種率とは大きく異なり、マスクの着用や身体的な距離を取ることで感染予防の対策を講じてきました。特にマスク着用の徹底によって、学習時における子供同士の身体的距離を縮めること、教室内にも子供同士の会話が戻り、修学旅行なども実施しています。

山県市の学校はエアコンが完備されており、室内での熱中症のリスクは低くでき、十分な換気の併用によって感染リスクも下げられると捉えています。室内でも会話がないうような状況であれば、児童・生徒個人の判断でマスクを外す機会を持てるよう指導してまいります。コロナウイルスとの賢い付き合い方を社会全体で学ぶというフェーズに入ったと捉えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 子育て支援課長、学校教育課長から答弁をいただきました。子供たちは遊び始めると集中してしまいますので、マスクをしたままでも必死で遊んでしまい、知らない間に熱中症となってしまう可能性もある中、感染症予防の観点から、子育て支援課、また教育委員会ともに、マスクについての対応をしっかりといただいていると理解できました。

6月14日に、東京都医師会は定例記者会見にて、屋外でのマスクの着用は原則不要、するしないは自由に、同調圧力が生じないように注意しながらとの見解を示しましたが、いろいろな団体や組織などにより情報が出ており、何が正しいのか分からなくなってしまっているのではないかと感じています。

それにより、マスクを外し、散歩や校外活動、体育の授業や登下校などをしてしていると、これを見た方々などにより、保育園や幼稚園、小学校や中学校に、ガイドラインや政府見解があったとしても苦情が入るおそれがあるのではないのでしょうか。

そこで、子育て支援課長、学校教育課長に再質問をいたします。こういう場合に、保

育園や幼稚園、小学校、中学校ではマスクを外すので配慮いただきたいというようなことを広報やホームページにて市民に広く知っていただくことにより、先生や保護者、市民が安心していただけると思いますが、この対応について、子育て支援課長、学校教育課長のそれぞれのお考えをお聞かせください。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

議員の申されるとおり、マスクを外すことについての周知ですが、厚生労働省子ども家庭局から5月25日付事務連絡で、マスクの着用に関するリーフレットが届いております。本市としましては、保護者宛てにはコドモンを通じて配信し、市民の皆様には広報やホームページを活用し、広く知っていただくよう周知していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

マスクを外すことの広報についてですが、既にメディアを通して、体育の授業、運動部活動中の活動中、登下校は、熱中症対策を優先してマスクを外すよう報道がなされています。教育委員会には、文部科学省から6月10日付事務連絡で、夏期におけるマスクの着用の考え方について再確認の文書が届いています。

教育委員会としましては、全小中学校に対し、マスクを外して授業等を行うことについての文章を保護者宛てに発送するよう依頼し、6月2日までに、全学校において文書通知やメール配信、ホームページ掲載等で通知済みとする報告を受けています。

私たちにとって、感染対策として定着したマスクの着用です。感染者が減ってきているとはいえ、毎日報告される感染状況を示す数字の恐怖や、感染による活動や仕事への影響を考えると、いわゆる脱マスクと着マスクの使い分けについて、日常レベルでのありようを子供も大人も実践的に考えることが重要であると考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 子育て支援課長、学校教育課長の答弁にて、広報やホームページ、そしてメールなど、あらゆる手段にて対応いただけることが理解できました。本日、議長の判断により、質問者や答弁者はマスクを外しています。この姿を皆さんに見ていただくことと同時に、学校教育課長の答弁のとおり、市民の皆様が、マスクを外す場面、つける場面の使い分けを実践的に考えていくいい機会となることを念願し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時39分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 7 番 操 知子君。

○ 8 番（操 知子君） 立憲民主、操 知子です。議長の許可を得ましたので、2点質問を行います。

1 点目、特定外来生物オオキンケイギクについて。

まずは、オオキンケイギクについて流れを少し説明させていただきますが、オオキンケイギクは北アメリカ原産の多年草で、1880年代に鑑賞用、緑化用に導入されただい色の特徴の花です。根や種子で増え、日本の気候にも適応するため野生化し、各地の河川敷や道路で大群落が見られるようになっており、全国的にも急速に分布を広げ、在来種との競合による生態系への被害の例として、岐阜県木曾川の例が挙げられたように、在来生態系への影響が危惧されております。

国においては、平成16年、外来生物法が制定され、平成18年には特定外来生物として指定されております。また、生態系被害防止外来種リストによれば、生態系に係る潜在的な影響、被害が特に甚大であり、絶滅危惧種などの生息、生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高いとして、総合対策外来種の中の緊急対策外来種とされ、定着段階は分布拡大期から蔓延期にあるとされております。

しかし、既に蔓延した外来種については、多くの場合、当面は根絶の実現性は低いいため、まずは有効性の高い分布拡大の防止及び局所的な根絶、低密度化を実施し、その状態を継続していくことが重要とされております。

現在、生育状況を詳細に把握することができる全国調査は実施されていないため、国土交通省が平成3年から実施している河川水辺の国勢調査の結果に基づき、生育分布の拡大状況を確認している状況であります。

国土交通省は、国が管理している河川沿いに生育するものについては、河川管理行為の一環として除草により防除に取り組むこととしているほか、国が管理する道路においても、道路管理の一環として除草により防除に取り組むこととしておりますが、総務省、令和4年2月15日付、外来種対策の推進に関する政策評価によりますと、一部の河川国道事務所の担当者からは、オオキンケイギクは繁茂しても河川や道路の管理に影響はな

い、外来種対策を主目的とした除草ではないという声もあり、緊急に取り組むべき外来種対策としての認識は強くない状況がうかがわれるとの調査報告も上がっている状況であります。

また、環境省における平成25年4月から令和元年8月までの取組実績によりますと、地方により取組に差異があり、山口市が管轄となる中部地方環境事務所では周知広報、管内市町村に対するアンケート調査が実施されている状況であります。

地方公共団体としては、土地や施設の管理者としての防除、普及啓発、分布調査の実施を行っている自治体があり、岐阜県としては、環境省の6月、環境月間に合わせて岐阜県特定外来植物防除月間が実施されており、令和2年、3年はコロナ感染拡大防止のために中止されましたが、令和元年には県3事業、県職員約187名参加による駆除の実施、市町村9事業、住民、事業者、市職員など約1万3,386人参加による駆除の実施が行われたほか、広報掲載、広報無線放送、ホームページ掲載などの啓発が行われております。また、岐阜県では、平成28年度の生息分布調査結果による生息分布図も作成し、公表されております。

しかし、防除や普及啓発を実施している地方公共団体の担当者の中にも、どのような効果的な施策があるのかの情報が不足しており、根絶することは難しいため、どこまで何をすればよいかのゴールが見えていない、人的被害や農作物への被害がないため、対策の優先順位が低いといった、目標が見えない中で対策を講じている状況であることや、また、取組を実施していない自治体の担当者からは、人的被害が生じておらず、市民の関心が低いという状況であることが、先ほどの政策評価において調査報告として上がっている状況であります。

さて、山口市においては、現在、広報4月号における掲載、ホームページ掲載、ボランティア活動の推進としてごみ袋の配布、回収処理を行っておりますが、オオキンケイギクはだいたい色が特徴的で、日常の散歩や通行の際にも咲く花の美しさが目に留まり、民有地にもまかれ、観賞用として活用されることも現状には起こり得ることです。

現在、ボランティア活動をなさっている人にも活動状況を調査しましたが、活動は毎年花が咲く前の4月から開始し、椎倉、桜尾、西深瀬、高富、佐賀、石田川沿いと防除活動を進め、県道79号線梅原、伊自良方面へと広がっていきます。

防除の場所は、河川沿いや県道沿いといった行政管理地のほか、農地のあぜや宅地周辺といった民営地であることもあり、時には傾斜が厳しく、腰をロープで固定して防除する箇所があるだけでなく、ホームページの啓発資料を利用して私費で資料を作成し、戸別訪問の際に配布、説明し、理解を求めた上で防除を行うこともありました。

そこで、質問1点目、ボランティア活動自体の後押しとしてどのような方策をお考えでしょうか。ボランティア活動は4月から7月の暑い時期に行われ、1日のうちの午前中の2時間程度の活動を重ねていくこととなりますが、天候によっては活動できないこともあり、防除するにはとても追いつく状況ではないのが実情であります。しかし、それでも活動から3年間経過して、石田川沿いをはじめとし、やっと成果の実感が湧いたとお聞きしております。

山口市からは袋の提供を受け、防除したものを袋に詰め、乾燥させてから引取りが行われております。可能ならば、市内の連合自治会の協力を得て、担当課からの説明などを交えて周知徹底を図りたい、自治会公民館などの場所へ回収ボックスを設置して呼びかけやボランティア活動を推進してほしいといったアイデアもお聞きします。実際に、自治会の中には、クリーン作戦や草刈り活動、河川掃除などを行う自治会もあり、また、農地の広がる地域では、農作業や散歩など、日常から苦のない程度に接点のある自治会もあります。

農地のあぜなどにおいては、ボランティア活動として防除する前に、耕作者、管理者の草刈り作業によって既に刈り取られた後である場合も少なくありません。よって、新しいボランティア活動としてではなくても、そつと後押しすることで実践できるボランティア活動でもあります。

そこで、質問2点目、各地区の自治会における担当課からの説明会や、また、袋の提供とともに、4月から7月を限定とした回収ボックスの設置を提案しますが、いかがお考えでしょうか。植物であり、動物とは違って個体そのものが自ら移動することがないため、場所を特定しやすく、また、作業自体は簡単ですが、労力と時間が難しい点から考えても取り入れていくべき取組ではないでしょうか。広報に掲載するだけでは実践できない認知度の低い特定外来生物への取組を、総農家数965戸という農業と密接した山口市だからこそできる方法で取り組んでいくべきだと考えます。

現在、国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置づけられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されておらず、目標設定や方針、情報提供が必要な状況であります。

そこで、質問3点目、山口市全体としての具体的目標や現状、取組の効果の認識を助ける情報提供が必要であります、どのように進めていくお考えでしょうか。

以上、3点に関して、市民環境課長へ御答弁を求めます。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、ボランティア活動の後押しについてでございますが、ボランティア活動を行っていただいている様々な方との情報交換を積極的に行うとともに、必要な資機材の提供や駆除後の回収支援などに努めてまいります。

御質問の2点目、各地区自治会への説明、袋の提供や期間を限定した回収ボックス設置の提案についてでございますが、市内の多くの自治会ではクリーン作戦が実施されており、その折に、特定外来生物の認知度向上及び繁殖抑制に向けた取組について啓発に努めてまいりたいと思っております。

袋の提供については、市民環境課にて指定のボランティア袋を現在準備しております。活動日時などの連絡をいただき、ごみ袋を提供しています。また、活動後のボランティアごみ袋収集につきましては、集積場所を指定していただき、回収を行っているところでございます。

現状の実施方法で問題点がないことから、期間限定の回収ボックスの設置については考えておりません。

御質問の3点目、山口市全体としての具体的目標や現状、取組の効果の認識を助ける情報提供についてでございますが、具体的な目標については、特定外来生物の認知度向上や防除の啓発推進を図り、繁殖抑制に努めてまいります。

山口市内の現状でございますが、市民の方々やボランティアの方の地道な防除活動により、大規模な群生地はなく、繁殖拡大には至っていない状況でございます。活動を行っていただいているの方々につきましては大変感謝いたしております。

取組の効果の認識を助ける情報提供については、自治会やボランティアの方々から寄せられた防除活動や成果、また、繁殖状況及び分布図などの情報をホームページ等に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 1点目、3点目においては前向きな御答弁をいただき、2点目においては設置しないとの御答弁ではありますが、理解をいたしましたので、再質問を行わず、次の質問へ移ります。

質問2点目、市ホームページについて。

山口市の自治体広報には、広報紙、ウェブサイト、プレリリース、ケーブルテレビ広報番組がありますが、そのうちのウェブサイト、ホームページについて質問します。

山口市におけるホームページの予算は、令和元年度に、ホームページリニューアル費用として1,573万7,000円計上し、その後の令和2年度、3年度、4年度には保守点検管

理費用として、債務負担行為にて毎年度157万2,000円の計上を行っております。

実際にホームページアクセス数は、令和元年度から令和3年度を比較して、訪問回数41万6,331回から68万2,386回、70万5,220回へと上昇し、利用者数は25万9,642人から37万3,912人、40万2,592人へと上昇、ページ閲覧数は127万9,374回から、コロナ拡大中の令和2年度を除き、令和3年度には215万6,126回と上昇しており、リニューアルによる成果が数値でも分かるものとなっております。

今回、アクセス数が増加したのは、令和元年度に立ち上げた山県市の歴史、「麒麟がくる」の各サイト立ち上げによる影響、また、令和2年度のコロナ拡大によるコロナ関連の閲覧増加による影響の2点が挙げられております。

山県市のホームページは、検索エンジンほか、行政の窓口、山県市の魅力発信、「麒麟がくる」の主な3つで構成された検索機能に絞り込んだものとなっております、知りたい情報が分かりやすくなっているほか、新型コロナウイルス感染症や災害時の情報については、通常時から一通り集約できるようになっており、災害情報配信サービスにおいてはホームページと連動せず、総務課より配信していることも確認しております。

また、本年5月30日時点において、山県市の居住者となる外国人はベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ブラジルをはじめ18か国、合計603名となりますが、現在のホームページの言語は、翻訳サービスにより133の言語での情報発信が行われております。

様々な課題を解決しながらホームページのリニューアルを行ってきていると思えますが、現時点での課題をどのように認識しておりますでしょうか。

さて、自治体広報に求められていること、役割には大きく3つあると考えます。1つ目は、新型コロナウイルス感染症や行政施策、子育てや介護、暮らし、また災害時の情報など、情報を必要とする市民の皆様に確実に分かりやすく、地域住民に正しい情報を伝える役割であること。

2つ目は、移住者や企業誘致、観光など、地域外の人に地域や自治体の魅力を伝える役割であること。

3つ目は、民間企業や学校、病院、NPOなどの団体や行政機関などのあらゆる組織の利害関係者、つまりはステークホルダー同士をつなぐ役割であること。例えば、1つの事業を行うとき、地域住民や企業、団体、メディアの協力が必要となることが分かりやすいかと思えます。しかし、役割と同時に、課題が上がることも当然です。

そこで、自治体広報において課題となりやすい点を2つ挙げてお尋ねします。

1つ目、目標設定ができていないことについて。本年4月時点において、目標設定、事業計画、評価指標、効果測定・検証についての状況調査を行ったところ、山県市総合

計画の中でおおまか掲げ、予算額、目標値、また各課による検証を行っているとのことでありました。

そこで、質問1点目、現時点における状況はいかがでしょうか。

2つ目、内容がステークホルダーのニーズに合っていないことについて。こちらも本年4月において、情報ニーズ、ターゲットの属性の把握についての状況調査を行ったところ、特別なアンケートは行っていないとのことでありました。

そこで、質問2点目、現時点における状況はいかがでしょうか。市民の皆様へ向けた広報活動の場合には、住民ニーズを把握し、興味を持ってもらえる情報を意図的に発信しなければ、その後の行動へと期待することは難しいかと思えます。山県市の情報に対して住民の目線をプラスし、一方的な情報発信ではなく、より住民の興味や関心を引くことができる広報活動が大切であります。

しかし、実際に住民が欲しいと感じている情報は、地域や年齢、性別、子供の有無によっても差があるのが現状であります。現在、山県市のホームページは、行政の窓口から情報を探す際に、注目ワードが4つほど表示される仕組みとなっております。

そこで、質問3点目、検索履歴や検索ワード、アクセス数に基づいて、多くの人の欲しい情報がすぐに見つかるように、ランキングをつけてカテゴリーを表示するべきかと考えますが、いかがでしょうか。また、行政サービスの充実のためには、一人一人の特徴によって情報を変えることが必要だと考えますが、パーソナライズ化、個別化についてどこまでできておりますでしょうか。その人の欲しい情報を的確に提供できておりますでしょうか。

そこで、質問4点目、マイページ機能を持たせ、子育て支援、医療、観光など、住民やサイト訪問者に合わせてコンテンツを個々に表示することが必要かと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上4点について、企画財政課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 議長の許可をいただきましたので、自席及び着座にて操議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、目標値設定と検証の現時点での状況はどうかについてでございますが、ホームページにおける目標値設定はアクセス件数であり、前年度までの数値目標に対する実績値、事業の進捗度などを踏まえ、当年度の目標値等を定めております。

令和4年度の目標値は、市ホームページアクセス件数を月3万1,000件、年間37万2,000件としております。議員の御発言のとおり、令和3年度において70万件を超えておりま

すので、当課による検証としましては、コロナ関連情報の閲覧増加を差し引いても、十分にホームページの役割を果たし、目標を達成できていると認識しております。引き続き、利用者にとって魅力があり、正確で必要な情報を早くお伝えできるように努めてまいります。

御質問の2点目、情報ニーズ、ターゲット属性の把握について現時点の状況はどうかについてでございますが、自治体のホームページに求められる情報は、利用者のその時々々の立場、状況によって異なり、それぞれが必要としている情報であるため、幅広く、なるべく多くの情報を掲載する必要があると考えております。

一方で、個別の情報ニーズやターゲットに即した情報提供も必要であるため、ホームページ以外のメディアや情報発信ツールを併用して、例えば企業等であれば、やまがたお役立ちメールマガジン、保育園のコードモン、学校のすぐーる、子育てライン、そして防災メールなど、広報の目的に合ったツールを活用し、ホームページと連動して情報配信を行うことで、よりニーズに合わせた情報提供を行っております。

御質問の3点目、検索履歴や検索ワード、アクセス件数に基づいて多くの人の欲しい情報がすぐに見つかるように、ランキングをつけてカテゴリーを表示させるべきではないかについてでございますが、個々に必要とする情報は違いますので、ランキングイコール全ての人々が欲する情報とは考えておりません。本市においては、多くの人が関心を持っている情報につきましては、サブサイト機能を使用して関連した情報を1つのページに集約し、当該情報に関係するあらゆる情報をそのページから取得できるようにしております。

また、その他個別の情報におきましては、ページの左下に、このページを見ている人はこんなページも見ていますという類似ページをお勧めするリコメンド機能を搭載しております。これにより、同じ情報を探していた人はそのほかに興味を示し訪れたページにもすぐアクセスすることができるなど、欲しい情報に早く正確に行き着けるサイト構成に重点を置きホームページを構築しておりますので、ぜひこの機能を御活用いただければと思います。

御質問の4点目、マイページ機能を持たせ、住民やサイト訪問者に合わせてコンテンツを個々に表示することが必要と考えるがどうかについてでございますが、マイページ機能は、マイページに表示したい機能を管理画面で設定し、必要なプロフィール項目を設定することと認識しております。スマートフォン等での対応となりますが、山口市公式アプリ山口市ナビを御利用いただくと、その設定メニューになりますが、メニュー、それから共通設定に進んでいただき、属性設定にて年齢、性別、住まいの校区が設定で

きます。

また、同じく共通設定の中のカテゴリー設定にて、市政、子育て、防災、健康、教育、広報を選択することで、利用者に合わせて必要な情報のみ受け取ることが可能となっております。常に情報を受け取れる個人保有率が高い身近な情報端末はスマートフォンであると考えられますので、個別の情報ニーズへの対応はこのアプリの活用で補完できるものと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

再質問は、マイページ機能に関してお尋ねします。先ほど課長の御答弁にもございました山縣市公式アプリ山縣市ナビの件ですが、実際にアプリの利用者数を確認したところ、令和4年6月13日時点において、合計で249人でありました。検索履歴や検索ワードから情報分析されたアクセスランキングは、その人が求める情報を提供することができるため、その住民のためになるホームページとなります。

ちなみに、住民全体のアクセスランキングによる注目ワードは、今、住民が関心を持つもの、すなわち山縣市が取り組むべき方向性であり、ホームページの充実が必要となるカテゴリーであります。

そこで、お尋ねします。ホームページとアプリは、ホームページは全体、アプリはパーソナライズ化、個別化という計画性を持って役割分担を担っているものであると確認しております。しかし、アプリに対してホームページは圧倒的に利用者が多い現状であります。住民への利便性の観点からはどうお考えでしょうか。ホームページにおけるマイページ機能の導入が必要ではないでしょうか。

以上、企画財政課長へ御答弁を求めます。

○議長（石神 真君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

アプリに対してホームページは圧倒的に利用者が多い状況であり、住民への利便性からもホームページにおけるマイページ機能の導入が必要ではないかについてでございますが、ホームページとアプリの役割分担は、本市が導入しているウェブサイトシステムの基本のパッケージ構成でございます。したがって、本システムを導入した意味からも、機能重複するようなカスタマイズを加えることは考えておりません。ホームページにおきましては、引き続き、誰もが目的の情報に迷わず到達できる使いやすさを心がけたサイト構成を行い、提供してまいります。

なお、議員御指摘のアプリの利用者が多くない状況を見ますと、アプリの存在自体のPRが不足していることは否めませんので、このアプリについての機能紹介など、パーソナライズ化を必要とする方に御利用いただけるよう、利用促進のPRに努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○8番（操 知子君） 以上で終わります。

○議長（石神 真君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で20分から会議を再開いたします。

午後2時07分休憩

午後2時20分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を1件行わせていただきます。

放課後児童クラブについて、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

2015年、国立社会保障・人口問題研究所が行った第15回出生動向基本調査（夫婦調査）による我が国における女性の出産前後の就業状況を見ると、第一子を出産した既婚女性で第一子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合が、2010年から2014年に第一子を出産した既婚女性では53.1%へと大幅に上昇。その一方で、末子の妊娠判明当時に仕事を辞めた女性の理由の上位には、仕事と育児の両立の難しさが挙げられています。

人口減少、少子化が進む中、女性活躍の推進が求められる日本では、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備が進められています。2018年9月、共働き家庭等の小1の壁、待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、2019年度から5年間を対象とする新・放課後子ども総合プランが文部科学省と厚生労働省との共同で策定されました。

放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇を踏まえ、2023年度末までに約152万人分の受皿の整備を行うとともに、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的または連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指しています。

質問の1点目です。山口市では、本年度より高富児童館でのクラブ運営を児童館の指定管理者に委託し、さらに新たに高富小学校でクラブを開設し、待機児童の解消に御尽力いただいているところでもあります。放課後子ども教室との連携状況、今後の方針はどのようでしょうか。

質問2点目です。新・放課後子ども総合プランの目標には、さらに子供の主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性等の向上を図ることが掲げられています。2020年3月の新型コロナウイルス感染症対策のための小学校一斉臨時休校から、緊急事態宣言の発出を受けての対応、その後の感染予防対策にも御尽力いただく中ではございますが、取組の状況はどのようでしょうか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、放課後子ども教室との連携状況でございますが、生涯学習課が実施する放課後子ども教室と、日程や内容、参加者について情報提供いただき、放課後子ども教室終了後に放課後児童クラブ利用者を安全に移動できるよう、放課後児童クラブ室まで付き添っていただくなど、連携を図りながら実施しております。

次に、今後の方針でございますが、現在、小学校敷地外で放課後児童クラブを実施しておりますのは、富岡小学校クラブと高富小学校クラブの一部でございます。富岡小学校クラブにつきましては、令和4年度内に、現在の子どもげんきはうすから小学校の空き教室での実施を予定しております。高富小学校クラブにつきましては、御指摘のとおり、令和4年4月から、待機児童をなくすために高富児童館と高富小学校体育館ミーティングルームの2か所での実施を開始いたしました。高富小学校敷地内でのクラブ実施及び放課後子ども教室との一体的実施につきましては、今後も小学校、学校教育課及び生涯学習課との協議を行い、保護者の方や子供たちにとって最もよい方法について検討していきたいと思っております。

御質問の2点目、放課後児童クラブにおける目標に向けての取組についてでございますが、市としましては、昼間、家庭での保護指導を受けることができない子供たちに、安心・安全に過ごすための居場所の提供とともに、子供たちの自己管理能力を育み、発達段階にふさわしい遊びの提供と、年齢を超えた交流により社会性を育むことを支援しております。

しかしながら、この新型コロナウイルス感染症の流行により、感染予防に重点を置くために、一人一人の自主性への取組は行っていますが、活動を通じて他者と交流を持つ

ことが難しい現状です。現在は、感染流行状況や国や県の規制緩和状況も鑑みつつ、徐々に子供同士の交流を持つ時間をつくり始めたところです。今後につきましても、各クラブ間で情報交換を常に行い、よりよい支援方法を実施していく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問を行います。

ただいま現状についてお答えをいただきました。コロナ禍での放課後児童クラブの運営には、これまで感染対策や備品の購入、現場での御尽力にも誠に感謝を申し上げます。ただいま御答弁にありましたように、新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブでは単に保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を授業終了後に預かるだけでなく、放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童との関わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる遊びの場、生活の場であることが国の目標として掲げられています。

放課後児童クラブは、子供たちが親の帰りを待つ場所ではなく、子供たちの放課後の居場所であるということです。それを踏まえ、社会性と主体性を育む放課後児童クラブの質の向上という観点で、再質問を4点行います。

1点目は、コロナ禍における活動についてです。活動や行動の制限のルールについて、小学校との連携は取れていますでしょうか。学校現場とのルールに違いがある場合、子供たちや保護者に分かりやすい形でその理由や基準が伝えられていますでしょうか。

2点目です。現在、放課後児童クラブで活用されているアプリすぐるは、現在、お知らせの伝達のみで活用されています。保育園では、保育士の業務負担を減らすため、出欠や体調管理を伝達できるアプリが導入されました。支援員の業務負担の軽減の手段として、放課後児童クラブ業務のICT化の検討はいかがでしょうか。

3点目です。放課後児童クラブについては、総合的な放課後児童対策に向けて、社会保障審議会児童部会、放課後児童対策に関する専門委員会の中間取りまとめにおいて、第三者評価の導入が放課後児童クラブの質の確保から重要な視点であるとされています。これを踏まえ、国は昨年、具体的な評価基準として、放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドラインを策定しました。よりよい運営を行い、質の向上に資するため、評価の見える化を行うべく、運営事業者による自己評価や市町村による評価のみならず、第三者評価を導入している先進的な自治体もあり、自己チェックリストも示されています。山口市においても、そのような事例を研究し評価ができるような仕組みづくりを行う必要はないでしょうか。

4点目です。支援員の質の向上、活動プログラムの充実、特別な支援を要する児童への対応など、今後さらに多様なニーズに応えることが求められます。民間のノウハウの活用を今後広げるお考えはいかがでしょうか。

以上、4点を子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

御質問1点目、コロナ禍における活動についての連携についてでございますが、放課後児童クラブの活動やルールを検討するに当たっては、各小学校の方針や実施方法を確認し、参考にした上で決定しております。しかしながら、基本的事項は同じながらも、各小学校においても感染状況や規模に応じてそれぞれ違いがあり、その中において放課後児童クラブの活動やルールを統一する難しさがございます。

次に、保護者への説明についてでございますが、放課後児童クラブの利用開始時に放課後児童クラブのしおりを配付し、新規の利用者には説明をしてお渡ししております。長期休暇利用の前には、平時とは異なる部分については修正を加え、近日配付を予定しております。また、年度途中で変更があった場合は、教育現場向け連絡システムすぐーるにて配信や文書、送迎時に直接口頭にて子供たちや保護者に伝えるようにしております。

御質問2点目、放課後児童クラブにアプリの導入についてでございますが、保育園ICT化コードモンの導入の際、放課後児童クラブへの説明も受けましたが、学校との連携活用も考慮し、教育現場向け連絡システムであるすぐーるを活用するということになりました。今年度、総務課が自治体DX推進支援業務を委託し、全庁的に現状の業務を踏まえてデジタル化を進めていきますので、放課後児童クラブのICT化についても併せて考えてまいります。

御質問3点目、第三者評価の導入についてでございますが、福祉サービスの第三者評価とは、第三者である専門的な評価機関がそのサービスの質に専門的かつ客観的に評価する制度です。第三者評価を受審することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とされています。放課後児童クラブを運営されている近隣市町村に第三者評価の導入をされているか尋ねたところ、どの市町村も導入されておられませんでした。今後、本市にとって有効に活用できるかどうかを検討してまいります。

御質問4点目、民間のノウハウの活用を今後広げる考えについてでございますが、支援員の資質の向上等を目的として、できるだけ多くの支援員が資格を取れるよう、県主

催の放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修への積極的参加を進めております。そのほかにも、市主催の支援員研修会を年に一、二回実施しております。内容は、子供たちの基本的な心理や発達論をはじめ、遊びや活動、アレルギー疾患への対応、救急法、特別な配慮が必要な子供への支援など、様々な内容となっております。

御提案いただきましたように、民間において参考となる活動を行っているところも多くあります。今後も常に様々な情報を集積し、よりよいクラブ活動が行えるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再々質問を1点のみさせていただきます。

再質問でお答えをいただきました2点目から4点目につきまして、今後の方針を理解いたしました。

1点目について、再度質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の対策に当たっては、これまで以上に教育と福祉が連携し、子供たちの居場所を確保すること、感染防止の措置を講じた上で、地域の実情に応じた方策の推進が放課後児童クラブに国から求められています。

前回の定例会、令和4年第1回の定例会では、教育長にお尋ねをいたしました。学校現場では命を守ることが最優先。大切なのは、どの方法が正解なのかではなく、科学的根拠のある情報を精査し、議論を積み重ね、大多数が納得できる答えを学校現場ではつくり出してきたと御答弁をいただいております。コロナ禍における子供たちの放課後の居場所がどうあるべきか、一方的、一体的なルールだけではなく、主体性と社会性を育むための取組として、当事者の子供たち、保護者、支援員、学校と連携しながら進めていただきたいと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

以上、お聞きして私の質問を終わります。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再々質問にお答えします。

コロナ禍における子供たちの放課後の居場所がどうあるべきかというところですが、それぞれの放課後児童クラブにおいて、子供たちの主体性と社会性を育むための取組について、子供たちとクラブ指導員とが感染対策のルールを話し合いながら進めております。このような取組を保護者の皆様にも御理解いただけますよう、周知を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これで本日予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

23日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時38分散会

令和4年6月23日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月23日（木曜日）

○議事日程 第4号 令和4年6月23日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議第63号 山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第64号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第66号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 財産の取得について
- 議第69号 工事請負契約の締結について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議第63号 山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第64号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第66号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 財産の取得について

	議第69号	工事請負契約の締結について
日程第3	討 論	
	議第59号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
	議第60号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
	議第61号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第62号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
	議第63号	山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第64号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第65号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第66号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第67号	令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第68号	財産の取得について
	議第69号	工事請負契約の締結について
日程第4	採 決	
	議第59号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
	議第60号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
	議第61号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第62号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
	議第63号	山県市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第64号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第65号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第66号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第67号	令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第68号	財産の取得について
	議第69号	工事請負契約の締結について
日程第5	議第70号	山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
日程第6	質 疑	
	議第70号	山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について

- 日程第7 討 論
議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
- 日程第8 採 決
議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
- 日程第9 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第10 質 疑
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第11 討 論
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第12 採 決
発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 財産の取得について
- 議第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 常任委員会委員長に対する質疑
- 議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例につ

いて

議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第68号 財産の取得について

議第69号 工事請負契約の締結について

日程第3 討 論

議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について

議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について

議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第68号 財産の取得について

議第69号 工事請負契約の締結について

日程第4 採 決

議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について

議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について

議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

	議第65号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）
	議第66号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第67号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第68号	財産の取得について
	議第69号	工事請負契約の締結について
日程第5	議第70号	山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
日程第6	質 疑	
	議第70号	山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
日程第7	討 論	
	議第70号	山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
日程第8	採 決	
	議第70号	山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について
日程第9	発議第2号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第10	質 疑	
	発議第2号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第11	討 論	
	発議第2号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第12	採 決	
	発議第2号	特別委員会の設置に関する決議について

○出席議員（13名）

1 番	田 中 辰 典 君	2 番	奥 田 真 也 君
3 番	寺 町 祥 江 君	4 番	加 藤 裕 章 君
5 番	古 川 雅 一 君	6 番	加 藤 義 信 君
7 番	郷 明 夫 君	8 番	操 知 子 君
9 番	福 井 一 徳 君	10 番	山 崎 通 君
11 番	吉 田 茂 広 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政課 長	丹 羽 竜 之 君	税務課長	安 達 俊 樹 君
市民環境課 長	山 田 正 広 君	福祉課長	市 原 修 二 君
健康介護課 長	森 正 和 君	子育て支援 課長	山 田 佐知子 君
農林畜産課 長	福 井 淳 君	水道課長	大 西 義 彦 君
理事兼 建設課長	大 熊 健 史 君	まちづくり・ 企業支援課長	服 部 裕 司 君
会計管理者	奥 田 英 彦 君	学校教育課 長	森 川 勝 介 君
生涯学習課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 寺町祥江君。

○総務産業建設常任委員会委員長（寺町祥江君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第59号、議第63号、議第65号及び議第69号までの所管に属する条例案件2件、補正予算案件1件、その他案件1件の4議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第59号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてでは、今回条例改正を行う理由は何か。また、この条例改正との関連で、変更・進捗管理の内容についても議決をすることとなるのか。議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、総務費、企画費、コミュニティ助成事業について、助成事業の内容はどのようなか。助成事業に対する申請数はどのくらいあるのか。また、自治会への周知方法はどのようなか。農林水産業費、農業振興費、スマート農業技術導入支援事業補助金に関して、補助金の内容はどのようなか。農林水産業費、畜産業費、牛乳乳製品安定供給支援推進協議会負担金に関して、負担金の算出方法はどのようなか。また、この負担金は今後、恒常的に発生していくものなのか。商工費、観光振興費、ラッピング業務委託料に関して、ラッピングするバスの台数及び想定デザインはどのようなか。土木費、道路新設改良費、委託料、工事請負費に関して、道路新設改良費として1億6,510万円が計上されているが、この増額の経緯と具体的な工事内容はどのようなか。美山小西側の通学路の安全対策を行うと聞いているが、どのような交通安全対策を行うのか。椎倉地域で道路改良工事を行うとのことだが、施工後の道路の形状や施工場所など、具体的な内容はどのようなか。工事請負費分1億4,180万円の計上内容、計上予算の内訳はどのようなか。議第69号 工事請負契約の締結についてでは、本工事の入札結果を見ると、辞退している業者が多いが、選定業者はどのように選んでいるかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第59号、議第63号、議第65号及び議第69号までの4議

案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月17日午前10時から開催し、審査を付託されました議第60号から議第68号までの9議案の所管に属する条例案件5件、補正予算案件3件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）（厚生文教関係）では、民生費、児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付費においては、1人当たり5万円給付とする対象者は410人となる。手数料などを含めた経費としなくてもよいのか。衛生費、予防費、予防接種健康被害調査委員会委員報酬においては、コロナワクチン接種による被害調査委員会の報酬か、また、報酬の内訳、委員会構成、委員会の役割は何か。衛生費、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料においては、委託する際の感染防止対策はこれまでと同様の対策を想定した金額か。教育費、学校給食費、学校給食費無償化事業補助金においては、アレルギーにより給食を食べられない児童・生徒や、市外に通学している児童・生徒に対して補助することについて、市の考えは。市外に通学している児童・生徒に対して補助をしないのは不適切ではないか。学校給食費の公会計化について検討していくとのことであったが、公会計化は可能なのか。小中学校就学援助制度を利用して、学校給食費が無償となっている児童・生徒は何人か。給食に使用する原材料費が高騰している中、今までどおりの質と量が担保されているのかなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第60号から議第68号までの9議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、常任委員会委員長に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。
-

日程第3 討論

- 議長（石神 真君） 日程第3、討論。

これより、議第59号から議第69号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

- 9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から許可を得ましたので、討論を行いたいと思います。

議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）について。

この2号には、小中学校の給食費を2学期から無償化するという事で、小学校3,864万9,000円、中学校2,406万1,000円、合わせて6,271万円が計上されました。給食費無償化を含む一般会計補正予算に対して賛成討論をします。

この20年間、日本は実質賃金が目減りし、経済も成長できず、世界に取り残された状況が続きました。アベノミクスの異次元の金融緩和をやってきた結果、異常円安になり、そこにコロナ禍と、ロシアのウクライナ侵略による食料輸出問題等々から物価の高騰に見舞われています。世界を見ても、賃金が増えない日本での物価高騰はさらに厳しいものがあります。この間、急激な物価高騰により、学校給食費を値上げする自治体が増え、山県市も同様に子育て家庭の家計に重い負担となっています。

そもそも学校給食費無償化の議論は、今に始まったことではありません。憲法制定から間もない1951年、参議院文教委員会で日本共産党の岩間正男議員が、憲法で定められた義務教育の無償化の範囲を質問。政府は、現在は授業料だが、そのほかに教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費も考えているとして、まず、教科書の一部無償化を実施し、その結果によって次の飛躍を期すると当時の辻田文部省初等中等教育局長が国会答弁をしています。この間、地域の住民運動などにより、自治体として給食費無償化に踏み切った自治体も増えています。

2017年度に文部科学省が行った給食費無償化実施状況調査では、全国1,740自治体のうち、小中学校両方で無償化を実施しているのは76自治体、4%ほどでした。

今回、私の補正予算の質疑の中で、副市長は、この無償化は今年度の一過性に終わらせず、来年度以降も継続するために一般会計の予算確保をするとの心強い答弁がありました。日本共産党は、義務教育の無償化を定めた憲法26条に基づいて、国の責任による学校給食の無償化を公約に掲げています。山県市における給食費無償化が、岐阜県下の未実施の自治体に、さらには全国に広がり、国による全ての子供の給食費無償化実現につながる契機になることを願います。

「子育てするなら山県市」と移住者も増えるように、給食費無償化だけでなく、山県市として様々なこの間の子育て施策をまとめ、強くアピールされることを要望して賛成討論といたします。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、今回、議第65号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算には、小中学校の給食費を無料化しようとする補助金事業が計上されました。この事業は、物価の高騰が続く中、成長期の子供たちに質の守られた給食を安定的に提供していくためのもの、財政状況を精査し、継続的に取り組んでいきたいものであるとお聞きをいたしました。

今回の給食費の無料化は、子育てをする保護者や世帯への経済的な支援よりも、どんな経済状況の家庭に生まれたか、兄弟が何人いるかに関係なく、子供たち一人一人の育ちを支えるためのものであると考えます。将来、子供たち一人一人がかけがえのない存在として、山県市で大切に育てられたと誇りを持つ取組につながることを期待して賛成討論といたします。

○議長（石神 真君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これを持ちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

- 議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第59号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 山口市税条例等の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第63号 山口市コミュニティセンターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第66号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第68号 財産の取得について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について

○議長（石神 真君） 日程第5、議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー8の1ページを御覧ください。

資料ナンバー8、1ページ、議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」については、近年の気候変動問題は、世界規模での対応が避けることのできない喫緊の課題となっており、このことについては二酸化炭素の増大等による地球温暖化が大きな要因であるとも言われています。

そうしたことから、山口市においてもSDGsの理念の下に、2050年までに二酸化炭素の実質マイナス、カーボン・マイナス・シティに向け取り組んでいくことを宣言するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（石神 真君） 日程第6、質疑。

議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」についての質疑を行います。
質疑を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、提案された中身について質疑をしたいと思います。

1点目は、2050年に設定をされた宣言の意味は何か。

そして、2点目は、1.5度C以下に抑えるということでCOP26のところでも確認されて、2030年にCO₂削減、半減するというようなことは世界で目標を立ててやっていますが、それとの関連でこの宣言というのは、どのような役割を果たすのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

2050年と総理も申し上げております。国際的な基準でもありますけれども、2030年の途中経過、それと、2050年というのは国際的な1つの指標でありまして、山口市としましても国際的、もしくは国内的な指標に合わせて指標を設けるものでございます。

なお、首相が表明しておりますのは、2050年にプラスマイナス、実質的なゼロを目指すすと、2030年には46%の削減を目指すということですが、私のところはそこを上回るようなことを目指してまいりたいというのが宣言の趣旨でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君、よろしいですか。

○9番（福井一徳君） よろしいです。了解しました。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議第70号は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第7 討論

○議長（石神 真君） 日程第7、討論。

議第70号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第70号の討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（石神 真君） 日程第8、採決。

議第70号の採決を行います。

お諮りします。

議第70号 山口市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石神 真君） 日程第9、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 議長より指名をいただきましたので、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議提案の趣旨説明をいたします。

本案は、山口市議会に2つの特別委員会を設置することの決議のお願いでございます。

議会改革及びICT検討特別委員会においては、令和2年から、議会改革特別委員会として市民に信頼される機能をする議会となるため、その1つの手段として、議会におけるICT技術の活用に関する調査・研究を行いました。最終報告にもあったように、

タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入を正式に決定したところであります。議会活動の充実、強化を図るため、ICT技術の導入・活用方法を含むこれからの本市議会の在り方に関する調査・研究を目的とし、議員6名で構成する特別委員会を設置するものであります。

次に、議員活動適正化特別委員会につきましては、議会のさらなる活性化や、今後、議員を志す優秀な人材を確保するため、適正な選挙公営及び議員報酬等に関する調査・研究を目的とし、議員6名で構成する特別委員会を設置するものであります。

以上、地方自治法第109条第6項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提案いたします。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（石神 真君） 日程第10、質疑。

これより発議第2号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

○議長（石神 真君） 日程第11、討論。

これより、発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（石神 真君） 日程第12、採決。

これより、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議についてに対する採決を行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

ただいま決議されました特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、初めに、議会改革及びICT検討特別委員会委員に、武藤孝成君、吉田茂広君、山崎 通君、操 知子君、加藤義信君、加藤裕章君の6名を選任いたします。

次に、議員活動適正化特別委員会委員に、福井一徳君、郷 明夫君、古川雅一君、寺町祥江君、奥田真也君、田中辰典君の6名を選任いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の選任は、議会議員の任期満了までといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、これより各特別委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

各委員会の開催場所を指定いたします。議会改革及びICT検討特別委員会は第1委員会室、議員活動適正化特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時52分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、特別委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、御報告いたします。

議会改革及びICT検討特別委員会は、委員長に加藤義信君、副委員長に操 知子君、議員活動適正化特別委員会は、委員長に郷 明夫君、副委員長に奥田真也君。

以上であります。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議いただき、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和4年山口市議会第2回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 石 神 真

3 番 議 員 寺 町 祥 江

4 番 議 員 加 藤 裕 章